

新 城 市 議 会

予 算 ・ 決 算 委 員 会

令和2年3月16日（月曜日）

予算・決算委員会

日時 令和2年3月16日（月曜日） 午前9時00分 開会
場所 議場

本日の委員会に付した事件

1 議題

第18号議案

「質疑」

出席委員（17名）

委員長 村田康助 副委員長 鈴木長良
委員 竹下修平 齊藤竜也 佐宗龍俊 澤田恵子 浅尾洋平
柴田賢治郎 小野田直美 山田辰也 山崎祐一 山口洋一
下江洋行 長田共永 滝川健司 中西宏彰 丸山隆弘
議長 鈴木達雄

欠席委員

なし

傍聴者

2人

説明のために出席した者

市長、副市長、教育長、副課長職以上の関係職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 松井哲也、後藤知代

開 会 午前9時00分

○村田康助委員長 ただいまから予算・決算委員会を開会します。

本日は、3月11日の本会議において、本委員会に付託されました第18号議案 令和2年度新城市一般会計予算から第41号議案 令和2年度新城市下水道事業会計予算まで、及び第49号議案 令和元年度新城市一般会計補正予算（第9号）の25議案を審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は、お手元に配付の質疑通告順序表に従って発言を許可します。

質疑者、答弁者とともに予算審査の趣旨に沿って、簡潔明瞭をお願いします。

なお、2問目以降の質疑は答弁に疑義のある場合、質疑を行うものとし、新規の質疑は行わないようにお願いします。

第18号議案 令和2年度新城市一般会計予算を議題とします。

これより、歳入1款市税の質疑に入ります。最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、通告に従いまして、質疑をさせていただきます。この審査会というのが238億8,700万円という大きな予算を審査する場です。そして、これというのは簡単に言いますと1日6,500万円、1時間で276万円、そして1分に4万5千円、実は税金を使っていくということをよく肝に銘ずる中でやっていかななくてはいけないと理解をするものであります。

では、ただいま議題になっております第18号議案 令和2年度新城市一般会計予算の歳入第1款についてお伺いします。市税入湯税滞納繰越分のもの、資料の19ページであります。

1点目、2の滞納繰越分が35万8千円となっております。前年度は34万3千円でありましたが、を上回っておりますし、入湯税歳入に対し1.82%と構成比率が他の税目と比較し

て高い、過年度分は何年前から積算してみえるのか。

そして、（2）過年度分徴収への対策についてお伺いします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 （1）入湯税滞納繰越分につきましては、入湯税歳入に対して構成比率が他の税目と比較して高い状況につきましては、入湯税に関しましては、市内の旅館等の施設を運営する事業者を特別徴収義務者として市が指定を行い、施設は利用者から入湯税を収納し、営業月の翌月15日までに申告とあわせて納入することとされております。

市内の特別徴収義務者は限られておまして、その中の一施設が納付を怠り、滞納が翌年度に繰り越される場合など、入湯税全体に占める割合も他の税目と比較すると高くなってしまいうという傾向にあります。

また、過年度分の積算につきましては、令和2年度当初予算の入湯税の滞納繰越分は、令和元年度入湯税現年課税分の収入未済額の見込み額から積算をしております。

次に、（2）過年度分の徴収への諸対策につきましては、入湯税に関しましては職員による納税折衝の上、差し押さえ等の滞納処分を実施しているところでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 答弁を伺いました。

確かに、1つの施設ということですが、これ1点、2点まとめて再質疑しますが、今職員が、これは行って調査できるというのは実は法律で決まっております、吏員が調査して、会計簿を見ることができるとなっておりますが、本来入湯税というのは決算を組みますと負債勘定の預かり金に計上されるものでありまして、これが過年度、過年度ということは、そこで職員がお伺いしたときに多分5年を見ていると思うのですが、5年分が負債勘定に計上されているのかということですが、その点はいかがでしょうか。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 委員がおっしゃるとおり、入湯税は特別徴収の方法によりまして、既に入湯者から入湯税を徴収しているということがございますので、滞納繰り越しは本来はないものであるということがございますので、滞納処分というものをできる限り現年度の中で行いながら徴収している状況ということでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 施設は1施設ということで特定だと理解をしますが、やはり通常の温泉利用料であるとか、温泉の湯の加温の部分の利用料等については事業の成績いかんによっては当然発生すべきものであるわけですが、仮勘定、要するに預かり金で受けたものがそのまま貸借対照表に乗せてくるということ自体が不可解な話であって、それをやはり強く言わないと、「じゃ5年たったからこれはごまかすんだよ」ということをしてしまうことになってはいけないと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 不納欠損には、今まででもゼロ円という形になっておりまして、こちらの入湯税につきましては、とにかく徴収を行う、滞納処分によりまして徴収を行うということで行っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 不納欠損にはしていかないということでありましたのであれですが、先ほど御答弁いただいたように、法的処置をされるということではありますが、その事業主の経営の状況もあろうかと思いますが、そういうことの執行は、金額はわずかではありますが、執行は来年度、令和2年度に行う予定をもっているのかいないのか、その点だけお伺いします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 令和2年度の予算につ

きましては現年度分の見込みでございますが、収入未済額を見込んでおりますので、こちらにつきましてはできる限り納税折衝の上、徴収を行っていきたいと思っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 1款の市税市民税の個人について、17ページであります。

前年度比2.8%増と見込まれた理由についてお伺いします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 個人市民税につきましては、令和元年9月に主要な市県民税特別徴収事業者である法人に対し、次年度景気動向等を調査した結果、製造業を中心に緩やかな伸びが見られましたので、前年度の平成30年度対比で増額の見込みとしたものでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 個人の市民税については、均等割と所得割があるんですけども、特に所得割について、今説明があったわけであり

ます。特に、この個人市民税については、財政上収入としてはすごく安定的な財政運営になるということで、非常に毎年、私も注目しながら見ておるんですけども、先ほど言われました9月の時点で経済状況等々、また地方財政計画、これも当然加味しながらやられたと思いますけれども、特に昨年10月以降消費税の増税によりまして、多少なりやはり影響は受けておるであろうと、私は思っておるんですけども。

その辺は消費税の引き上げによる景気の悪化、こういったものも昨年の加味した中ではあったのではないかなど。それにしても、2.8%の増というのは本当にどういうところで分析されたのか、ちょっと首をかしげるところの思いもありますので、もう少しその辺

具体的に教えていただければありがたいです。お願いします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 9月に個人市民税の所得の基礎となる給与の支払い等と特徴税額等の状況というものにつきまして、市内の特別徴収の事業者、次年度の景気の動向等含め調査というものを行っております。そこから出てきております結果として、そのような状況になっているということです。今年度は89の事業者の調査の結果によりまして、このようになっています。

その中には、やはり各事業者様、さまざまな状況がございますので、いろんな事業所がありました。製造業のほうでは伸びがあったということでその時点ではこういった数字になっています。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 理解するところでありますけれども、先行き、特に来年、今回の予算議会になっているその次の予算立てに大分苦慮するところの現在の新型コロナウイルスの影響によって、非常に景気が今どん底状態になりつつあるというような日本全体、それからこの新城もそうであります。十分その辺も加味しながら、また来年度予算についてはやりくりしていただきたいと思っております。

次の質疑に入ります。

1 款の市税固定資産税の固定資産税、17ページであります。

前年度比1.6%増と見込まれた理由についてお伺いします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 固定資産税につきましては、固定資産税全体として1.6%の増額を見込んでおります。内訳といたしましては、土地は価格の下落等の影響で減額、家屋につきましては新增築家屋は微増でございまして、取り壊し家屋は例年より少ない状況に加えまして、市内にビジネスホテルが開業されたこ

となどにより増額、償却資産につきましては太陽光発電の新設がまだ続いている状況でございますので増額という内訳になっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。新增築家屋と、また設備投資ですね、この辺については、今説明ありましたが、1.6%増ということでは多少なり期待してもいいのかなと思っておりますが、今後、新年度予算を立てるに当たって評価替えの見込み影響、この辺のところはどうなのでしょう。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 評価替えにつきましては、基準年度が令和3年度ということになりますので、こちらでは、今度家屋のほうは3年分が落ちる形になりますので、減額という状況になります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に入ります。

1 款市税の入湯税に入ります。19ページであります。

減収を見込まれた理由についてお伺いします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 減収を見込んだ理由につきましては、入湯税の課税客体となる12歳以上の利用者数は年々減少傾向にあることから、今後もこの傾向は継続するものと見込んでおまして、積算をしております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 入湯税の各施設それぞれ、先ほど山口委員の質疑の中でも少し触れておられましたけれども、それぞれの各施設、大きく分けて説明していただければありがたいのですが、ゆ〜ゆ〜、それからあと、うめの湯、それからあと各旅館施設、トータルでも結構であります。まずゆ〜ゆ〜やうめの湯について教えていただければなど、計算できますので、お願いしたいと思います。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 令和元年度につきましては、決算見込みということですのでトータル13万2,252人ということになっております。平成30年度は決算ということになりますので、13万8,393人になっておりまして、その中で旅館が8施設で3万147人、ゆ〜ゆ〜ありいなが7万3,217人、うめの湯が3万5,029人ということになっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 この入湯税については、過去をさかのぼりますと、市町村合併前、確か平成13年前後ぐらいだったと思いますが、うめの湯がオープンして、最初が約5,000万円近く、4千7,800万円あったときがありました。そのときをピークにして、ずっと下落傾向、これはまさに近隣の同類の温泉施設ができたということも影響があったということで、事実私もこの目で見てまいりましたけれども。

そういう中で、減少続けている一方、市長いわく底が見えない状況だって盛んに言われた時期が市長もありましたけれども、そういう意味ではなくて、この温泉施設イコールこの新城市という観光のメッカとしての一番のポイントになるところでありますので、入湯税をしっかりといただけるようなそんな集客活動というのは非常に必要だと思うんです。

そういうあたりで、この入湯税そのものについて、これは担当部署では難しいかもわかりませんが、観光部門でも結構でありますけれども、どういう戦略を立てて令和2年度に向けて入湯税アップに向けての力を注げるかどうか、ここも含めて入湯税についての質疑をよろしくお願いします。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員に申し上げます。入湯税のみについての質疑に整理して、再度質疑してください。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、質疑したことを十分理

解されておられるかと思いますが、この入湯税が今回新年度予算に当たって減少で出ていると、減少ですね、わずかなのでありますが。過去を振り返りますと、また繰り返しの話になりますけれども、2倍以上の集客によっての税収があったということも過去にありました。以降、じり貧でずっと下がってきている。

それを何とか盛り返していこうということで、指定管理者である業者の方も一生懸命にやっていただいておりますけれども、含めて、入湯税そのものの増収を図るべくそういう努力が必要なのだと、減収の見込みではなくて増収になれるようなそんな仕組みの御答弁をいただきたいわけであります。よろしく願いします。

○村田康助委員長 川合産業振興部長。

○川合教正産業振興部長 入湯税の減少ということは観光の部分では大変大きく、重く受けとめております。ただ、全国的な傾向というものはやはり旅館の数にしても減っておりますし、本市のスタイル、和室を中心とする旅館というものは大変厳しい状況があると考えておりますが、ただその手をこまねいているだけではなくて、新たな魅力をどうつくっていくかということも、旅館の関係者、それからそれを取り巻く方々と共に観光協会、奥三河観光協議会等の組織も一丸となって進めてまいりたいと思いますので御理解をよろしくお願い申し上げます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております第18号議案の令和2年度新城市一般会計予算の質疑に入りたいと思います。

17ページの歳入1款の市税、市民税について2問ありますのでお願いします。

1点目は、個人市民税が前年度比で6,453万円の増額となりましたがその理由を伺います。

2点目、法人市民税が前年度比で2,939万1千円の、これは減額ということになっておりますが理由を伺います。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 (1) 個人市民税が前年度比で増額となった理由と(2) 法人市民税が前年度比で減額となった理由につきましては、回答をさせていただくに当たりまして、関連がございますので、まとめて答弁をさせていただきます。なお、個人市民税につきましては、先ほどの丸山委員への答弁と重複することになりますますがよろしくお願いいたします。

個人市民税、法人市民税ともに予算額算出に当たりまして、主要企業から次年度の給与の状況、決算見込みの調査などを当初予算見込み額算定に当たり、毎年9月ごろに実施しております。その結果といたしまして、製造業を中心に若干の伸びが見られたため、個人市民税につきましては、増収を見込んだものでございます。

一方、法人市民税につきましては、調査では多くの企業が横ばいを示したため、景気による増減は横ばいといたしました。地方税法の改正に伴いまして、令和元年10月から法人税割の税率が引き下げられた影響を考慮いたしまして、減収を見込んだものでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 再質疑は2つ合わせてという形でさせていただきますが、個人、法人で市民税が増額になったのが若干製造業の業績が上がったということを鑑みてということがあったと思います。そして、法人市民税では地方税の割合の部分が減額のほうでという形だったのだと思いますが。

その点についてなのですが、この地方税というのは消費税が10%に増額したという状況の中で国が法人に対する分配の減額の影響だという認識でいいのか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 消費税が10%に引き上げられることに対応いたしまして、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために平成28年度に税制改正で地方税の改正がされたということでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。そういう形で、やっぱり消費税の10%の増税分を市民、法人という形で分配の地方に是正を求める形での割合が大きいかかわっているんだなと思います。

そうなりますと、市民の負担、法人、企業の負担という差し引きの割合で考えますと、結局市民税が6,400万円ぐらいの増額、結局は企業や大企業が中心ですが、この法人の市民税は約3千万円の減額だということで、結局、私自身はこの状況を見ますと消費税の割合の運搬率というのは、市民の人たちには非常に負担が大きくなって、企業や法人のほうは減税となっているということは明らかだと思うのですが、今後この法人のほうの割合の減税の減額というのはどのような見通しになるのか、ここにはわかるのかどうか伺います。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 法人税の税率の税制改正につきましては、今の段階ですとこの9.7%から6%に引き下げられたということと、それと本市におきましてはそのような中で、中間税率ということで8.4%の導入もしている、不均一課税を行っているという状況でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今後は、またどういふような税制の改正があるかわからないという形で理解をいたしました。やはり、消費税の増税というのは市民負担が、結局は厳しい状況になっていくと、回りめぐってというのは考えざるを得ないかなとも思っておりますが、新城の経済状況も本当に上向きになっていけ

ばいいんですが、やはりアベノミクスとかそういうことは全然吹いていないという状況にありまして、このまま新型コロナウイルスの経済状況も厳しくなる一方でありますし、GDPも消費税増税分のところだけでもマイナス7%となっているという状況で、これからはまた新型コロナウイルスの経済状況も含まれたGDPが今後発表されるので、非常に恐ろしい状況になると、私は思っております。

今回こういった状況で歳入の税制を市が告示になったのですが、今後の財政というのはそうした新型コロナウイルスの状況だとか、あとは消費税の増税分のダブルパンチで来るという影響は、ここにはもちろん入っていないと思うのですが、今後そういった状況、今回の見通しとはまた大きく減収になっていくということが考えられると思うのですが、認識を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 今回の当初予算に関しましては、算定の時期というものの関係もございまして、このように見込んでおりますが、令和2年度におきましては法人市民税の予算額以上の減収というものが予想されることと、既に賦課決定がされているものにつきましては、納税義務者の方、市民の方の納税についても心配されることもございまして、今後の経済に大きく影響する今回の新型コロナウイルスに関する情報には十分注視いたしまして、国、県の動き、あと市の関係につきましても検討、協議をしていきたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ぜひそういう形で連携をとっていただいて、本当に今後の状況によっては財政不足ということもあり得ますので、もちろん無駄遣いの不要な事業は見直ししながらしっかり節約を厳しくして、財政をやっていかなければ乗り切れないのではないかと思

いますので、ぜひそういった経済をしっかりと見ていただいて対応を早目早目をお願いしたいと思います。

次の1款の市税の入湯税の質疑に入りたいと思います。19ページになります。

2点ございます。1点目が入湯税が前年度比で67万7千円の減額となっているという理由を伺います。

2点目、滞納繰越分の35万8千円とはどういう内容なのか伺います。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 入湯税につきましては、先ほどの丸山委員への答弁と重複いたしますが、入湯税が前年度比で減額となっている理由につきましては、入湯税の課税客体となる12歳以上の利用者数が減少傾向にあることから、今後の見込みも含め積算した結果として、入湯税の歳入合計が前年度より減額となったものでございます。

次に(2)につきましても、滞納繰越分につきましては、山口委員への答弁と重複する部分がございますが、滞納繰越分の35万8千円の内容につきましては、令和元年度中に歳入することができず、翌年度に繰り越される入湯税を見込みまして、令和2年度で収入見込み額として収納額を積算した金額でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

1点目の再質疑ですが、12歳以上の課税の対象となる方々が減少傾向であるという分析の結果減額としたということで理解いたしました。

この点は、本当に深刻だと、私、思います。やはり丸山委員もおっしゃいましたけど、新城の湯谷温泉だとか、そういった温泉の観光として私たちの新城市が存在しておりますので、そのところの集客が見込まれないというところは今後新城の経済どうなっていくのかと心配せざるを得ません。

この現象という分析なのですが、こちらの市の考えとしては、やはり全国的な人口減少、また少子高齢化というところや、あと若者がなかなかそういうレジャーだとか、外で遊びに使うお金がなかったりするものですから、そういったレジャーに使うお金も減少している。その大きな大もととしては、子どもさん、若者が少なくなっていく、今後10年、20年。というような形のそういった人口減少に伴うもので減額という形につながっているのかどうか伺います。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 税務課といたしましては、温泉の施設との中で利用者数につきましては実績による納入申告書によりまして、その部分を集計した数字ということになっておりますのでその数字での減少傾向ということで計算をさせていただいております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。私も、ニュース等でバブルになってから結構温泉街へ行くということがブームになったということがありますが、今ではなかなか温泉街に行くということはほぼ全国的なブームになっていない、全然行っていないというようなことを聞いておりますので、そうした施設利用の調査によつての減少の分析だということで理解をいたしました。

2点目は、滞納繰越分の再質疑をさせていただきたいと思いますが、今、山口委員の質疑で理解はしておるのですが、ただ私自身もよくわからないのが素人ながら質疑させていただきますが、この入湯税というのは利用者の方々1人ずつにその入湯税を支払っていただきます。それを施設の人が預かり金としてもっておきます。そのまま施設の方は市に納税をするという流れだと思うのです。ですから、もとの金額は別にあるわけですからそれを納税すればいいだけだと私自身思っていて、なぜそこに滞納という形が出てくるの

かというのがわからないのですが、この滞納してしまう理由というのは何か大きなものがあるのか、市はどういう認識なのか伺います。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。つづきの月に入湯税を徴収したものを翌月の15日までに報告書と一緒に納入という形になっております。それが実際のところ滞納になっていくということで、その状況につきましてはやはりそれぞれさまざまな状況だと思いますので、滞納処分ということになりましたらできる限り早く納税折衝、相談も行いながらということで徴収をしていきたいと考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。そういう流れだということですので、やはりそこにはもう滞納する余地はないと思いますので、そこら辺の経済状況だとか、経営状況もあるのかなと思います。ただ税なのでしっかり相談や支援策や翌月の15日にはしっかり支払うような形で断続的に対応していただきたいと思っております。

あともう1点お聞きしたいのは、市内での入湯税の徴収をする施設というのは何カ所あるということなのでしょうか。これは、8カ所とあとゆ〜ゆ〜ありいなとうめの湯で1カ所1カ所で合計10カ所という形がいいのか、それともまた別の違う数字が出るのか、そこら辺をお願いします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 委員がおっしゃったそのとおりでございます。旅館が8、ゆ〜ゆ〜ありいなとうめの湯で計10カ所ということでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今回滞納している施設は1カ所ということで、10カ所の中の1つが滞納しているよという理解でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 その点につきましては、状況はさまざまでございますので何カ所というのは申し上げを控えさせていただきます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 複数あるということなのでしょう。今の山口委員の質疑等では1カ所だけに思ったのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 細かな何カ所というのは、発言を控えさせていただきたいと思いません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、第18号議案 令和2年度新城市一般会計予算、歳入1款市税、入湯税、19ページ。

先ほどからの山口、丸山、浅尾委員への答弁で大体理解させていただいたのですが、入湯税の減少については、市内温泉施設での利用が減っているからなのかということで減っているということで、この利用者が12歳以上の人口減少により温泉施設の利用が減少しているのが原因だということはわかりました。

そして、これで本市にとっても、観光面でも、それから各旅館等にとっても大変大きな痛手になっているということで、対策としては今後観光協会とも協力をしながら、協力、努力をしていくということで理解をいたしました。ありがとうございました。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終了しました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入1款市税の質疑を終了します。

歳入11款 地方特例交付金の質疑に入りま

す。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 11款地方特例交付金子ども・子育て支援臨時交付金、これ廃目になっております。25ページでございますけれども、廃目によりまして、補填される財源として地方交付税、これ私も勉強不足だったのかわかりませんが、地方交付税に算入されておるのかどうか、その辺のところを確認したいと思います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 幼児教育の無償化につきましては、国において消費税率10%の引き上げによる増収分の使い道を見直すことによりまして、必要な財源を確保することとしております。

ただし、初年度である令和元年度につきましては、消費税率の引き上げに伴う地方の増収分がわずかであることから、地方負担分を全額国費で子ども・子育て支援臨時交付金として、交付されていたものです。

これによりまして、2年目であります令和2年度以降の幼児教育の無償化に係る地方負担分については、地方交付税の算定方法はまだ示されておりませんが、算入されると国のほうで申し上げておりますので、そのようになります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 了解いたしました。

これはまたほかの課に移ってしまう恐れがありますので、国庫負担だとかあと県の負担だとかいろいろ同じような子育て支援について計上されておるようでありますけれども、これはここでとめておきます。

終わります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終了しました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入11款地方特例交付金の質疑を終了します。

次に、歳入12款地方交付税の質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 12款地方交付税、P25に入ります。

地方交付税の中の普通交付税の合併算定替えにより算定額の段階的な縮減の影響についてお伺いします。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 本市では、平成28年度から普通交付税の合併算定替えによる算定額の段階的な縮減が始まっております。縮減の最終年度である令和2年度は9割減額されることになっております。

令和元年度の普通交付税算定結果から令和元年度の縮減額は約3億4,100万円であり、そこから推測しますと、令和2年度は約4億3,800万円が減額されることとなります。つまり、令和元年度より約9,700万円が縮減として増加することを見込んでおります。これに加えまして、基準財政需要額に算入されます公債費の増額分が約5,400万円を見込んでおまして、地方交付税全体としては前年度比2,300万円減の55億6,300万円を計上しております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。特に、この一本算定によいよこれで向かっていく、来年度一本算定という形になっていくわけでありまして、その中で先ほどほかの課のほうでも少し触れておりましたけれども、地方交付税そのものの中身がこの間、段階補正も含めて密度補正、いろいろ調整される件数が地方交付税の中にはあるわけですね。

この辺のところの、特に市町村合併がひと段落して、この一本算定に向かうに当たってのこの新都市の影響というのはこういう係数

に当たっては、何らかの動きがあったのでしょうか。また、これから出るのでしょうか。これを確認したいと思います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 これまでも、合併によって面積が拡大するなど市町村の姿が大きく変化していることから、合併時点では想定されなかった財政需要が出てきたということで、率が変わっておったり、例えば、支所に要する経費の加算や人口密度の低い市町村に配慮した算定方法の見直しなどが図られておったところでございます。

そういったところが普通交付税の算定で反映されたことによって一本算定と合併算定替の差が、算定替え始まる当時は10億円ということをおっしゃっていましたが、その差が年々緩和されてきて今の状況になっているという状況です。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に2番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、12款地方交付税、25ページです。

地方交付税が前年度比で2,300万円も減額となっている理由を伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 先ほどの丸山委員のお答えと重複しますが、令和2年度の地方交付税につきましては、地方財政計画、前年度決算見込みなどを参考にしつつ、基準財政収入額と基準財政需要額に用いられる数値の増減を見込みまして、令和元年度より2,300万円少ない55億6,300万円を計上しております。

予算を減額していますのは、平成28年度から普通交付税の合併算定替えによる算定額が段階的に縮減され、令和2年度は合併算定替えによる算定額の9割が減額されることとなるため、その影響も加味して見込んだことによるものです。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。大きくは、合併算定替えが平成28年から始まったけれども段階的に縮減という形になって、今は2,300万円が前年度比で下がっているということを理解しました。

これで、合併が15年目を迎えるということでこうした優遇措置というのはもう今年度で終了だということになるのでしょうか。もう来年度からは、この優遇措置はなくなるという理解でよろしいでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 今年度で終わりということになります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 今年度で終わりだということで、来年度もまた厳しくなるなど思っております。新城は本当に消滅可能性都市と言われて、人口減少も進んでおりますし、また労働人口も年々減っているという状況の中でこうした措置もなくなるということは厳しいことが今後予想されております。

また、先ほども議論になっておりますが、増税プラス新型コロナウイルスの状況がこれから本格化するというので、本当に不況だとかそういったことになりかねないのではないかと思うのですが、こういった縮減の終了で、今後の財政というのは大丈夫なのかということは部内の中で議論した中での予算立てなのかどうか、見通しも含めてですが伺いたいと思います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 申しわけありません。先ほど、今年度で終わりとして申し上げましたが、令和2年度で終わり、令和3年度から一本算定になるということで訂正させていただきます。

この合併算定替えが終わることによりまして一本算定になるわけなんですけれども、令和2年度の予算編成に当たっては、予算大綱

説明にもありましたように予算編成方針を私どものほうで改良を加えました。政策臨時経費の判定と積み上げから始まっていました従来の方法を一新しまして、経常事業経費と政策投資経費の総量をあらかじめ想定される一般財源の中で確定させまして、その中で各部署課の責任において、個別の事業を改めて精査して今のこの予算をまとめ上げております。

こういったところを展開しまして、この縮減の幅を吸収していくといった経常事業の安定性、持続性も図りながらその他の新規事業とか、マニフェスト事業、そういった総合計画の主要施策等もできるような必要財源を確保していく予算組みを令和2年度はしております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で通告による質疑が終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入12款地方交付税の質疑を終了します。

歳入15款使用料及び手数料の質疑に入ります。

質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 第15款になります。使用料及び手数料のうちの湯谷温泉源の使用料過年度分であります。31ページです。

1点目、過年度分の発生の本格的要因分析はされてみえるのか。

2点目、この過年度分を徴収へのもろもろの対策について伺います。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 過年度分の発生の要因分析ですが、湯谷温泉の宿泊客数は平成28年は5万1千人、平成29年は5万人、平成30年は4万6千人と、年々減少しているのが現状であります。

本市に限らず、宿泊施設のうち、旅館数は全国的に減少しており、ここ数年では前年比

2%から3%減少し、毎年千軒ほどの数で減少しております。しかし、旅館の延べ宿泊客数は全国的には前年度比で1.3%、130万人ほど増加しております。全国で旅館の軒数が減少する中、湯谷温泉が宿泊客に選んでもらえる温泉地かどうかという旅館経営にとって厳しい現実があります。

また、高速道路等のインフラ整備によりまして、日帰り客の増加と宿泊客の減少を招き、旅館での消費単価が下がってしまったこと、さらに旅館の予約方法が旅館への直接申し込みではなく旅行予約専門サイトや旅行業者のサイトなど、インターネットで簡単に閲覧できるようになりました。こうしたことから、宿泊料金やサービス内容が可視化され、利用者が比較しやすくなったことによりまして、低価格での比較競争に対抗しなければならなくなったことや宣伝コストの増加等を招きまして、宿泊客数が伸び悩む旅館は経営に影響を与え、過年度分の発生を引き起こしたと分析しております。

次に、徴収への対策であります。電話や訪問によりまして、旅館の営業状況の聞き取り、徴収に向けた折衝を行いまして、納付の約束を交わしております。より細かな折衝を継続することによりまして、納付に向けた指導を行っております。

支払いに応じていただけない場合には、納付誓約書を提出させて、約束が守られない場合は配湯停止もあるということで納付督促をして、厳しく対応しております。

しかし、実際には配湯停止をした場合、営業ができないということで収入がなくなり納付に結び付かないとか、旅館の営業が休止することによる湯谷温泉のイメージダウンにつながりますのでそこら辺の弊害も懸念されますので、対応に苦慮しているところであります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 源泉が使用料でありますの

であれですが、ちょっとお伺いします。

今の課長のお話によりますと、年々宿泊客は減少にある、入湯客が減っているということは理解をしているところではありますが、営業しているということでもありますので、お客さんがお見えにならなくてもお見えになっても、湯というものはお見えになっただけで通すわけではないと思うんです。なので、客の多い少ないは別としても、湯は常に動いているという理解をすれば、この源泉の使用料というのは当然ほんにふえておりますが、それによってだんだんだんだんお客さんが来ないから過年度分がふえていくという、こういう理解でよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 温泉のゆ〜ゆ〜ありいなとかほかの施設もそうなんですけども、循環してお湯を沸かして循環しております。水道料金と同じように温泉もメーターをつけましてそれで料金をいただいておるとことでありますので、旅行客は減ってはいるのですが、観光課としましてもいろんな観光協会とかいろんなところと連携しまして、お客さんが来ていただいて温泉を使っていただくように努力はしてまいりたいと思っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 簡略に言えば、費用はかかるけども収益は上がらないというこういう理解でよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 委員の言われるとおりであります。お湯は24時間給湯しなければいけないということでありますので、供給をとめることはできないということであります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 15款がもう1点ございますのでお願い申し上げます。資料33ページであります。

設楽原歴史資料館、そして長篠城址史跡保存館の観覧料であります。両館とも前年を

下回った計画の予算が立ててありますが、これを減額された理由についてお伺いをいたします。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 両館ともに、新東名高速道路が開通後の平成28年度をピークといたしまして、入館者数及び観覧料収入が減少しております。これまでその減少を食い止めるべく努力目標として、前年度の水準を維持した予算を計上してまいりましたが、実際の歳入との乖離が顕著となってきました。これまでの実績をベースとして計上を今回いたしましたので、両館の観覧料の減額をさせていただきます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 両館とも、地域としては非常に歴史的にも誇れるものだと思っておりますし、鳳来寺山という中で大きな資料館という中でありますが、そうした中で簡単に、平成28年の新東名開通のときには一時期ふえたけれども、ということは一過性だということではありますが、そういう表現だと思います。一過性が過ぎてしまったからもう下がっている。じゃあ、なぜそうなったかは、今言われたとおりだと思いますが、それに対応する手だてはどのように考えられたのかということではありますが、いかがでしょう。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 今、委員がおっしゃられますとおり、入館者数の減少の原因としまして新東名の高速道路開通が非常に大きな影響を与えていると思いますけれども、それ以外の要因といたしまして、お見えになるお客様方の興味や関心が非常に多様化しているということがあるかと思えます。そうした中で、相対的に両館に対する興味や関心等が希薄化したということが考えられております。このため、多くの人たちの多様化した興味、関心に添えるような企画展等を今後実施していきまして、入館者数の増に今後も努め

ていきたいと思っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 国民放送でありますNHKが大河ドラマで「直虎」が、そして今現在は「麒麟が来る」というのをやっておりますが、こうしたこともこの長篠資料館であるとかは、非常に歴史的価値があり、つながりがあるところでもあります。そういうところをうまく使っていくということが必要だと思います。ですので、このルーツはこんなのである、これはこうなんだよ、だから関ヶ原まで行ったんだよということを十分うまく提案することによって、この新東名のインターがある、そこをおりれば昔のルーツがある、そういったことを進めていく。それによって、当然新城にお見えになる観光の客も増えるであろうし、また高速バスを使って名古屋の方面から来て、2次交通の問題もありますが、そういうことを含めて総合的に考えるべきではないのかな。

ただ、所管の方だけで、減って来なかったよ、だからだめだよではなくて、庁内一体となってこの地域のことを含めて観光であり、こういった資料館であり、温泉でありということを含めていく必要がある。ただ単に、実績が下がったから、これは誰でもできる計算でありますので、そういった庁内検討はされた結果、こうされるのか、お願いします。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 委員、おっしゃられますとおり、資料館、保存館だけではなく入館者数の増というのは難しい部分がございます。そういった中で、観光部署等とも連携をとりながら、それからあと高速バスの部署とも連携をとりながら、県外、市外からの誘客に努めるような形で、今、連携をとっているところでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入15款使用料及び手数料の質疑を終了します。

次に、歳入18款財産収入の質疑に入ります。
質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では第18款財産収入、土地・立木売払代金、資料53ページであります。

土地・立木の売り払いで前年比23.36%という増額を見ております。売り払い予定土地と立木売り払い量に基づく積算根拠、そして事業の実施見込みについて伺います。

○村田康助委員長 阿部資産管理室副室長。

○阿部共志資産管理室副室長 売り払い予定土地につきましては、平井字原地内の宅地220平方メートル、長篠字芳ヶ入及び丸井地内の宅地または雑種地3,201平方メートル、長篠字施所橋地内の宅地193平方メートルのほか、直近3カ年の実績平均から見込んだ赤線など公共用物払い下げ土地に係るものです。

土地については以上です。

○村田康助委員長 鈴木森林課長。

○鈴木金也森林課長 続きまして、立木の売り払い料について説明させていただきます。

立木売り払いの事業予定地は、作手田代の市有林で5.5ヘクタールの搬出間伐を予定しています。立木売り払い量は約749立方メートルを見込んでいます。

積算根拠は、過去の市場の売り上げ実績より1立方メートル当たり1万円として試算しています。事業実施見込みは、令和2年度の上半期を予定しています。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そうしますと、立木は749立方メートルであるのであれですが、土地の部分がかなり高く見てるといえるか、7,200万円ということでありますので、たとえば平井字原というところの宅地200平米とお答えをいただきました。

これ、ちなみに単価についてはどの程度を見込んでおみえになるのでしょうか。

○村田康助委員長 阿部資産管理室副室長。

○阿部共志資産管理室副室長 原市内の土地につきましては、当初5区画で販売しておりましたが1区画残っておりますもので、現在1,230万円ということで、平米5万5,909円となっております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 5万5千円ということは、過日市内の事業主から取得した土地の単価、これ地目山林であったわけでありましたが、これはかなり高額であったわけでありましたが、5万5千円というのは実勢価格として正しいのかどうか、不動産鑑定士のあれもあるんですが、そこらを含めての積算の根拠を誤ると当然歳入に影響を与える部分もあると思いますので、その点については十分調査をした結果なのか、お伺いします。

○村田康助委員長 阿部資産管理室副室長。

○阿部共志資産管理室副室長 先ほど申しましたとおり、4区画につきましてはこの単価で販売が終わっておるもので、まず同じ価格で現在販売中のものです。これで、もし売れなかった場合はまた検討してまいります。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入18款財産収入の質疑を終了します。

次、歳入19款寄附金の質疑に入ります。

質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 19款の寄附金、55ページに入ります。

1節の総務費寄附金から7節の教育費寄附金までの「しんしろ 山の湊 ふるさと寄附金」において、それぞれ計上されました根拠、それから理由をお尋ねいたします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 「しんしろ 山の湊 ふるさと寄附金」は、寄附者の方から寄附金の使い道を選んでいただいておりますが、1つはふるさとの森と水を守るための事業、2つ目がふるさとの福祉・健康の推進のための事業、3つ目がふるさとの観光・交流の推進のための事業、4つ目がふるさとの教育環境を充実させるための事業、5つ目がJR飯田線新城駅構内バリアフリー化を進めるための事業、そして6つ目として市にお任せということで選択をしていただいております。

そのため、それぞれの使途に合った歳入の節を総務費寄附金から教育費寄附金までの6つに計上させていただいております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今年度の予算、それから平成30年度の決算上と私もさかのぼって見てみましたけれども、それぞれ起伏が激しい項目のところもあります。

その辺のこういう見積もりの仕方、また目的がきちっと沿っておられるのかどうか。例えばでありますけれども、総務費の寄附金のところのふるさと寄附金については、平成30年度の実績は599万円で令和元年度予算は150万5千円、それから本年度は1,945万円、けたがちよっと違くと、こんなような形に計上されております。その辺の、先ほどの説明の中にも多少あったかもわかりませんが、全体で調整されておられるのか、それぞれ目的に沿ってこの寄附金の収入を見込んでおられるのか、ここも確かめていきたいと思っております。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それぞれ各年度ごと予算の計上をさせていただく額につきましては、前年度の寄附実績に基づきまして見込みを立ててございます。寄附の使途としまして、先ほど申し上げましたが、例えばふるさとの森と水を守るための事業、これが今年度

の寄附実績としましてはそちらへの寄附というのが非常に多くなってございますので、そうした前年度の実績に基づき次年度の寄附金額の節を見込みまして計上しておるところでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、私のほうで1つの例を発表させてもらったんですけども、総務費のところですね、これ極端に起伏が激しいということで表現させていただきましたが、あとの民生費以降についてはほぼ前年度の実績をうまく捉えて来年度の予算へ反映させるようにという形になったと思うんですけど、特にこの総務費の寄附金のところのふるさと寄附金については、平成30年度の実績が599万円、これ実績決算額であります。それから、令和元年度の場合は154万5千円という予算計上されておって、新年度については2,944万円という桁が一桁違う形になっているものですから、ということは先ほどの説明によりますと、今年度の寄附金のところは総務費のほうへ集中されておるという解釈で、目的も含めて考えておられるのかというその辺の理解でよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今年度から、先ほど5つ目として申し上げましたJR飯田線新城駅構内バリアフリー化事業、こちらのほう今年度追加をさせていただいております。

先ほども総務費の寄附金につきましては、総務費で一旦お受けさせていただきましてそれぞれの各事業、新城駅構内につきましても、森林についても、観光について、林業についてということで一旦総務費で受けたものをこちらは市にお任せということになりますので、市にお任せという意図を含んで受けたものを、その後それぞれの森林や観光や教育というほうに振り分けているということで、一旦総務費で受けますので、そういうことで総務費のところは金額としてはふえておるという状況

でございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 理解しました。今、新城駅構内のバリアフリー化の寄附金のことを触れていただきましたので言いますが、最終的にはこちらのほうへ、ふるさと寄附についてはまた充当するような方向でいくという解釈で今の説明を聞いて理解したんですけども、そもそもこのバリアフリー化の寄附金についても、これ目的がしっかりと明確にあって、この新城駅のバリアフリー化に向けての寄附をいたしますという市民の皆さん、また市外の方々もいらっしゃると思いますね、その辺との相違点というのが出てきてしまうのですが、大丈夫ですか、その辺は。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 JR新城駅構内のバリアフリー化の寄附金につきましては、土木費寄附金ということでそちらでバリアフリー化の使い道をというふうにあらかじめ選んでいただいた寄附については土木費に計上させていただきます、市にお任せということで市のほうで使い道を選んでくださいねというようなものにつきましては、一旦総務費でお受けをさせていただいた後にそれぞれ案分をさせていただいて、それぞれの事業に振り分けるという流れになってございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それぞれの総務費のところへ集めて、総務費のほうからまた振り分けるということですね。私、聞き間違えていたかも知れませんが、このバリアフリー化の寄附のほうへ総務費も含めてほかの寄附金も含めて集中させるような解釈をしてしまったのですが、これは違ってましたかね。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 申しわけございません。バリアフリー化への事業を使い道として選んでいただいた寄附金につきましては、先ほど申し上げた土木費の寄附金としてお受

けさせていただいております。

市にお任せという部分の使い道を選んでいただいた寄附金については、そのみ総務費でお受けをさせていただき、その後に森林や観光といったものに案分をした額を振り分けるということをしております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入19款寄附金の質疑を終了します。

歳入22款諸収入の質疑に入ります。

最初の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 22款諸収入の雑入71ページであります。

この中で長篠古戦場レンタサイクル収入1千円の計上理由、これ頭出しがありますけれどもこれについてお願いいたします。

○村田康助委員長 湯浅生涯共育課参事。

○湯浅大司生涯共育課参事 本年度、鳳来中部地区の地域協議会の中で長篠城址のレンタサイクル整備による来訪者の利便性向上を図り、地域の活性化を目指すことが協議され、来年度、令和2年度より運用できるように予算計上をさせていただいております。

地域協議会の中で検討されてきたわけなんですけれども、本事業を実施、継続していくために、有償であるという必要性も議論しておりますが、貸し出しにおける規定や使用料などの詳細な部分がまだ未整備な状態であるため、受け入れのための予算枠を計上したものでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終了しました。

次に2番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、22款諸収入、雑入、69ページです。

もつくる新城維持管理基金負担金の減少を

どう判断したか、対策の検討は。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 基金負担金減少については、昨年度は消費税率の引き上げによる事務機器等のシステム更新及び人件費の増加のため、例年と比較しまして支出の部に当たります一般管理費がかさむことになりました。これによりまして、歳入から支出を差し引きした結果、営業利益が減少したものであります。

対策につきましては、もっくる新城が開駅5周年を迎えることとなりますので、これまでの営業スタイルを見直して、顧客満足度の高い商品を開発、販売し、売上アップにつなげていくということでありまして、市としましてももっくる新城の収益増につながるよう支援をしてみたいと思っております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 こちらの予算大綱の中にもありますように、もっくる新城というのは三河の観光ハブステーションとしても大変重要な役割を果たしているということで、今後年々少しずつ減っているということ、これをどういった努力で解決をしようとしているか、教えていただけますでしょうか。

○村田康助委員長 杉山観光課長。

○杉山典久観光課長 開駅当初は、物珍しさといいますか、大勢の方が来ていただいて、だんだんと減っているんですが、毎年100万人、110万人とかは維持しているということで落ちついてきたかなと思っておりますが、5周年を迎えまして、今まで以上に地の利を生かしたイベントを開催したりとか、もっくると連携して、また各部局とも連携しまして、市域の顧客に結びつけるような施策をしてみたいと思っております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 わかりました。

それでは、次に22款諸収入の雑入で、71ページ、先ほど丸山委員のほうから質疑があり

まして、これについては理解しましたので取り下げをいたします。

次に、22款諸収入、雑入で71ページ、太陽光発電売電収入が3年連続で減少しているがその理由は。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 太陽光発電売電収入につきましては、昨年10月末をもって国の定める固定価格での買い取り期間が終了し、買い取り価格が1キロワットアワー当たり48円から1キロワットアワー当たり7円に減額となった施設があることが大きな要因です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 この売電施設というのはどこにあるのでしょうか。

○村田康助委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 都市計画課で所管しますのは、作手地区にあります開成住宅、戸建て住宅の5戸分です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 これは、屋根貸し事業とは別で、太陽光発電の市がやっているところの施設なわけですね、わかりました。

以上です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳入22款諸収入、雑入、63ページです。

総務費雑入のうち、広告料収入の内訳と広告媒体を伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 広告料収入のうち、行政課が所管します広告料収入につきましては2件ございます。

1件目は、令和元年度も行っております本庁舎1階の待合スペースに設置してあります広告付き案内地図板への広告掲出で、年額30万円の収入を見込んでおります。

2件目は、令和2年度から新たに始めます

本庁舎1階フロアの柱の壁面への広告掲出で、5区画で年額21万7,500円の収入を見込んでおります。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 秘書人事課所管分の広告料収入につきまして、広報しんしろほのかの広告料が210万円、ホームページのバナー広告料が30万円をそれぞれ見込んでおります。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 令和2年度予算が291万7千円で、前年度、今年度予算が245万円ということで、46.7万円増で計上されています。この増というのは、先ほど言われましたフロア広告を5区画21万7,500円計上するという事なのですが、それ以外にこれを上げたほのかのものは何かありますでしょうか。どの媒体の収入がほかに増になっているのか教えてください。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 うちのバナー広告の関係かと思えます。今まで古いホームページで一番下にバナー広告があったんですけども、今度新しくバナー広告を1番上にしたものですから、それで少し上げました。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 今、ホームページを見ますと、トップ画面が出てきたときに右のこのあたりというのか、真ん中あたりに、広告募集というような欄がありますが、そうしますと、あそこのところはちょっと高目になるという感じなのではないでしょうか。一番下との値段の差というのはつける予定なのではないでしょうか。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 金額は今までどおり1万円を予定しています。上にあるのは、下にもともとあったんですけども、そこだとなかなか見えないということで上に持ってきて、両方同じものが出るということで考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 一般的に言いますと、ホームページというのはほかの媒体に比べて、見てくださる方々が全世界に広がっているということで、広告を出す企業側のメリットというものも大きくなるのではないかなと思いますので、このホームページへの媒体というのは力を入れていってほしいなと思っているところです。

現在、市のホームページは下のほうに1件掲載されているのですが、この掲載件数をふやすといった工夫をされるのか、そのようなことは話し合われたのかということをお聞きします。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 きょう発行のほのかの4月号ですけれども、こちらのほうにバナー広告の募集を入れております。この様子を見まして、今後もっと入っていただけないかという活動をしたいと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 少し古いデータですけど、ちなみにうちと似通った人口の狛江市というところがあるのですが、ここが12件バナー広告がありまして、ここはホームページの横にバナーがついてて、トップ画面が出てきたときに全て見えるという形になっているのですが、ここが約300万円の財源が創出されております、ホームページだけです。それで、瑞穂町、人口約3万3千人のところなんですけど、ここは11件のバナー広告で約125万円の財源が創出されているということです。

本市も、ホームページがリニューアルされましたので、バナー広告もふやして自主財源をふやしていくということも考えていただきたいと思いますと思っておりますが、そのようなおつもりですね。

これで終わります。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が終了しました。

以上で、通告による質疑が終了しました。
ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入22款諸収入の質疑を終了します。

次に、歳入23款市債の質疑に入ります。

質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、議題になっております23款市債についてであります。ページ数は77ページ。

2点あります。1点目が、なぜ臨時財政対策債が7億8,000万円も必要になったのか理由を伺います。

2点目、市債の合計が前年度比と比べまして6億6,410万円も増額したのか主な理由を伺います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 では、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の臨時財政対策債の件ですが、普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差が交付される仕組みですが、国の地方交付税特別会計の財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減額し、その代替として、地方公共団体に地方債を発行させるものが、臨時財政対策債になります。地方交付税の代替であるため、臨時財政対策債の元利償還金につきましては、後年度の地方交付税で交付されることになっている制度になります。

本市としましては、臨時財政対策債分も含めて地方交付税で全額交付していただきたいところですけれども、国の財政状況もありまして、臨時財政対策債を発行して工面する仕組みとなっておりますので、必要であると認識しております。

続いて2点目の市債の合計額についてですが、増額した理由につきましては市債対象事業が前年度に比べて増額したことが要因であります。令和2年度に実施します市債の対象事業で前年度と比べて大きく市債が増額とな

ったものを挙げますと、1つ目としましてし尿等下水道投入施設整備事業が2億9,620万円の前年度比2億8,060万円の増額、2つ目が東郷中学校屋内運動場改築事業になりますが、こちらが4億5,720万円計上しておりますが2億6,130万円の増額となっております。もう1つ、クリーンセンターの整備事業につきましては2億3,300万円の前年度比1億7,360万円の増額などがございまして、こういったところが増額の要因となっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

1点お聞きするんですが、この臨時財政対策債ですが、しっかり国の財源が確保されて地方交付税で賄ってくればそれにこしたことはないとかベストなんですけど、国の財政の不足があつてそのほうを地方債の発行をして折半しながらやっていくという形だと思うのですが、こうした形で国の財政不足もあつて、今回の臨時財政対策債で市債というか、市ももっとというふうに思っているのは、今後この解消されていく見通しというのが約束されているものなのかどうか、もう来年にはこの部分は国が面倒を見るよとかそういったことは取り決め等何かそこら辺があるのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 佐藤財政課長。

○佐藤浩章財政課長 国の臨時財政対策債につきましては、平成28年度の税制改正等が行われまして、地方交付税の財源の法定率が大きく変わりました。それによって令和元年度、令和2年度につきましては、国の地方交付税特別会計の財源は、折半対象不足額のところは確保されておると、国は言っております。ただし、この7億8千万円の部分につきましては、過去の臨時財政対策債の元利償還金分については、国のほうもこの分は臨時財政対策債でやってくださいということですので、今後国の地方交付税の財源の状況にもよりますけれども、いつ終わるといふところ

までは国は明言しておりませんので、その辺は注視していきたいと思えます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳入23款市債の質疑を終了します。

~~~~~  
ここで説明員入れ替えのため、しばらく休憩をします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時44分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
続いて、歳出第2款総務費の質疑に入ります。

最初の質疑者、山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、歳出2款1項1目であります一般管理費、財産区運営事業、97ページをお願いします。

1点目、前年度と比較をして事業費額の増額がありますがその根拠についてお伺いしたい。

そして、2点目、これに伴って各財産区への負担金への影響はあるのかなのか。

以上、2点です。

○村田康助委員長 阿部資産管理室副室長。

○阿部共志資産管理室副室長 まず、1点目の事業費増額の根拠につきましては、財産区に係る事務の補助として、現在、臨時職員1名を任用しており来年度も任用予定であります。来年度から会計年度任用職員へ雇用形態が変わるに伴う増額が主な理由となっております。

2点目の各財産区負担金への影響につつま

しては、財産区負担金の算出根拠が、均等割によるものと、前々年度の各財産区の歳出決算額をそれぞれ10万円未満から5千万円以上の7区分に分けた表に当てはめることにより決まる決算額割とを合算したものを積算基準としています。

したがって、財産区運営事業の予算の増額が負担金に影響することはありません。

また、この財産区負担金の積算基準は、平成30年度から運用を始めたもので、現時点で変更の考えはありません。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 会計任用制度によって若干それに伴うコストがかかるということが理解できました。

そこで、この事業そのもので多くは職員、その他の職員の賃金の分だと理解をするわけでありますが、やや216万円、210数万円の確保をされたのか負担をしております。そこで、実は平成30年11月15日に各財産区から預かっている基金の運用をどの様にしたらいいかという会議が開かれたと思います。その後、当本市としてそれぞれ関係の財産区からお預かりしている基金をどのように運用するのか、現行金融機関の定期は、その資料を見ますと入札にするであるとか、有価証券を使うであるとかになっておりますが、やはり財産区、それぞれ運用している中で使ったり、共済会基金をかけてそのマーケティングとか、また国債化をとという手法をとってきたわけですが、その後どのような処置をもってこの財産区の基金の増額を見ているのか、その点についてお伺いします。それも、いわゆる職員の職務でありますので。

○村田康助委員長 阿部資産管理室副室長。

○阿部共志資産管理室副室長 財産区の基金の運用につきましては、市のほかの基金と同じように会計課で市内の金融機関に見積もりをとって、主に定期預金で預けるようになっております。その預け方ですけれども、毎年

地元の管理会とヒアリングを行いまして、1年間の運用の計画をヒアリングで聞きまして、それをもとに定期預金として預けることと、今はそういう状態で行っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 基金の全ての総額から運用されるとお伺いしました。しますと、それぞれ個々の財産区が保有をしている基金残高に対しての、例えば基金に100億円積み立てがありますよ、その財産区のもので、ちょっと地元のことは余り言いたくありませんが、数億円はありますが、それをどのような形で配分されてみえるのか。財産区は、個別に資金繰りをされて見えるのか、財産区トータルをして全体でやってみえるのか、その点について。

○村田康助委員長 阿部資産管理室副室長。

○阿部共志資産管理室副室長 基金の預け入れに関しましては、各財産区それぞれで、定期預金も分けて通帳で管理をしております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それぞれこのシステムを使わせていただいて、各財産区は市のほうにお願いをしてあるわけでありましたが、当初それぞれ財産区がもっている定期については、実は預入日と満期日が異なっている場合があるんです。その点は、途中解約をするとレートが下がりますので、そこら含めてやったのか、そのままのものをそのまま自動継続、名義だけを変えてやっているのか。そうでないと、やはりそれだけのことを担当職員がしてくれないと、財産区のものがある程度。

〔「通告に外れている」と呼ぶ者あり〕

○山口洋一委員 通告を外れておるといふ見解だと思いますが、これは違うんです。そこで働く職員が財産区のためにどのようなことをしているか、そういうこととありますので、事業費としてそういうことをしてはどうかということなんです。

○村田康助委員長 阿部資産管理室副室長。

○阿部共志資産管理室副室長 財産区につきましては、平成30年度から会計の執行事務を市のほうでやることになったわけですが、その前までは基金は地元で定期預金として管理をしております、各財産区ばらばらの満期日の状態でしたが、平成30年度以降で満期を迎えたものから順次、市のほうで入札を行って預けるようにしております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、これについて実は平成30年の会議の中でもあったのが、ペイオフであるとかそういったことを心配してみえたということとありますので、とにかく預入先の金融機関のディスクロージャーというのが毎年決算として出てきます。そこで、国内基準、国際基準というのがあります、それぞれ8%であるとか、4%であるという自己資本比率の問題もありますので、そこら含めて有効な運用をしていただいて、財産区そのものは、実は大きな合併、合併をして日本も来ましたので、その中で本来明治、江戸の時代からあったそういうものを含めてのものであったわけですが、統合しなさいという部分があり、この新城の地域においてもこれだけはそのままでないと合併しないよというような条件も含めてきたということとありますので、地域の事情をよく理解する中で有効な運用を、やはりいろんな職員を採用する中で運用していただきたいと思います。どうぞお願いいたします。

では、次に参ります。

同じく2款1項2目であります、資料101ページでお願いします。電子計算費、新住民情報システム改修事業でございますが、その事業の内容についてお伺いします。

○村田康助委員長 尾澤情報システム課長。

○尾澤潤三情報システム課長 改修事業の内容につきましては、新住民情報システムの更新に伴い、統合宛名システムのデータを新シ

システムに移行するためのデータ抽出等業務委託でございます。

もう少し詳しく申し上げますと、社会保障・税番号システムにおける自治体間の情報連携は、地方公共団体情報システム機構が運用する自治体中間サーバを介して行われております。この自治体中間サーバと税システムや福祉システムの個別業務システムとを連携するために、統合宛名システムを構築しております。この現行の統合宛名システムのデータを抽出して、次期の統合宛名システムへのデータ等移行する内容でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 理解しました。

では、次の資料101ページ、広報活動費3目に移ります。この中の広報活動費、印刷製本費が前年に比較をさせていただきますと21.8%ふえております。これについての内容についてお伺いします。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 増額の要因としましては、消費税が10%に上がったことと紙代も10%から20%値上がりしたことによるものです。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 消費税が上がったというのは理解するわけですが、問題は紙代が2割も上がったということですが、印刷する部数、それから印刷代そのものについては変更はないのか、いかがでしょうか。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 見積もりを出したところこういう値段になりましたので、ことし多目に計上はさせていただいておりますけれども、実際のところ令和元年の12月定例会の補正で債務負担行為をお認めいただきまして、一般競争入札を実施しました。そして、基本となる32ページの単価が令和2年度は40.92円の税込みになりましたので、5月分からの契約はもう既に済ませております。

単価価格の変動は余りなかったものですから、予算は多目にとりましたけれども支出額は例年並みにおさまるかと思っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ある程度リスクを見て余分に見ているというそういう見解なのかなと思いますのでお願いしたいと思います。

次、資料103ページ、2款1項3目の広報広聴費、ホームページ運用事業について、賃借料というのが4割ほどふえているということでもかなり突出しているなど理解するわけですが、その要因についてお願いします。

○村田康助委員長 豊田秘書人事課参事。

○豊田比呂子秘書人事課参事 増額の要因は、令和元年度ホームページの全面リニューアルを行ったことにより、これまで市役所、市民病院、学校と別々に管理していたホームページを、令和2年度秘書人事課の予算で一括して計上したことによるものです。

秘書人事課の予算としては増額しておりますけれども、教育委員会分の賃借料もこの中に含まれておりますので、市全体としましては教育委員会分の経費を削減することができたと考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それぞれリニューアルによって所管のものを全て1カ所に集約したということでもあります。それによってコストダウンができる、教育委員会が納めていたもの、また他の部署が納めていたもの等々が一括で精査できるということでも方向的にはよい方向だということが理解できました。

次に、105ページの2款1項6目の会計管理費、会計管理一般事務経費についてお伺いします。

委託料（一般分）が2,552万1千円を前年度（共通分）454万3千円（一般分）248万2千円から、両方を足しておるわけですが、比較しますと大きく増額されております。詳細並びにどのような事務改善と市民サービ

ス向上が図られるのか、お伺いします。

○村田康助委員長 夏目会計課長。

○夏目 茂会計課長 詳細ですけれども、増額の要因につきましては、税等の収納情報をデータ化する現システムの機械が経年劣化によりまして利用できなくなることから、その後継システムへ移行するための本年度限りに発生する経費を計上したものです。

経緯につきまして、本市では、税等の収納事務に要する人件費等の削減を目的としまして、誰がいつ、何のお金を幾ら、どの金融機関で納めたかという収納情報データを作成する業務を、これまで委託してまいりました。

今回、平成21年度より利用してきました現システムにつきまして、構成する機器の保守終了のため、先ほども言いましたがその後継システムである総合収納システムへ移行・導入に要する経費としまして1,440万7千円を、また、これに加えまして、11月の新住民情報システムの稼働に合わせまして、そのシステムとのデータ連携の調整に要する経費として450万円を計上しております。

そのほか経常的に必要なものとしまして、前年度と同様のものですけれども、派出所及び収納業務等に要する経費として661万4千円を計上しております。

次に、事務改善と市民サービスの向上が図られるかという御質疑ですが、改善効果としましては、今回のシステム導入によりまして、地方税共通納税システムとデータの互換が容易になります。また、新住民情報システムの更新時期と合わせたことによりまして、従来の事務処理に関する仕様の見直しが進めやすくなりまして、導入に要する経費の削減が図られるものと思われまます。

ただ、今回、このシステム移行導入につきましては、現状の業務レベルを維持するために実施するものでありますので、市民サービスの向上に直接つながるものではないと考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 もろもろデータの移行、移管によることで、1ゲージ上がるというような御答弁だと理解します。事務改善は若干図れるであろう、市民サービスは落ちることはないという理解をさせていただきました。

次に、2款1項8目になります車両管理費、車両管理事業、資料109ページであります。

備品購入費が140万8千円、前年度であります。本年の予算を見ますと8.7倍となっておりますが、その備品を購入されるという内訳がおわかりならお答えを伺いたいと思います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 備品購入の内訳につきまして、土木課現場作業用のダンプ車1台の更新と、特別職用のレクサス2台のうち1台の更新でミニバン車両の購入を予定しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 備品購入費1,200万円ということであったわけですが、現場で使う車を更新するというのはあれであります。今、レクサスを更新されるということですが、この車両はもう多分10年近くになると思うのですが、どの程度、こういった交渉をされてレクサスを購入しようという、多分新年度の事業になれば支払い購入の資産所得ということで原案が上がってくると思いますが、細かいことは申し上げませんが、うち、今、使っている2台のレクサスのうち1台を更新する。そして、もう1台は土木で使用してみえるダンプカーを变えるということでは理解をすればよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 委員おっしゃるとおり、レクサス1台の更新とダンプ車1台の更新であります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、レクサスをまたレク

サスだとか、セルシオに変えるということはないわけですね。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 先ほども御答弁させていただきましたが、レクサスの1台の更新につきましてはミニバン車両の購入を予定しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 ちょっと聞き漏らしたということで恐縮でありました。

どちらにしても、財産取得ということでありますので適切な対応をしていただくようお願いしたいところであります。

次に、2款1項9目企画費であります。水源地域対策事業の前年度と比較をさせていただく中で負担金がふえておりますが、その点についてお伺いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 水源地域対策事業で計上しております各種負担金のうち増額したものとしましては、設楽ダム水源地域整備事業費負担金でございます。これにつきましては、主に物価変動や消費税の増、地山補強工事の増など安全面での工法変更等によりまして、本市の負担分も増額したものでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それぞれ理解をさせていただいた部分であります。

次に113ページであります。2款1項9目企画費の中の新城公共商社推進事業であります。

事業内容とこれに期待する効果についてお伺いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 令和2年度の事業内容につきましては、新城公共商社の創業を目指すに当たり、コンセプトの設定、販売商品の選定や承認方法等につきまして、幅広く意見を聞き政策に反映させるため、新城公共

商社準備会を立ち上げる予定であります。

期待される効果としましては、「ヒト・モノ・コト」を通じて、新城市の知名度を総合的に高めることによりまして、新城ブランドを創出し、その付加価値を向上させることで、全国・全世界に販路を開拓していくということが可能になると考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 これ、議案説明会の折に稼ぐ力を得ようと、ブランド力を高めていくんだよと、新城の産品を広く地域、それぞれにPRしていくというようなこととお聞きしたと思うのですが、新城の産品についてまだまだ策定の段階であるのでどういった商品、どういったものかということはお決めになってみえないかと思いますが、その産品の中のこれならいけるというものがありましたら、策定されていたら御報告を願いたいと思います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 現時点では、これだというような確定したものはないわけですが、今後、先ほど申し上げた準備会のほうで詳細は詰めていきたいと思っております。市内で産出、創造、供給されるありとあらゆる物品やサービス、それから観光資源であるとか、未利用資源、遊休地に至るまでをリストアップして、データベース化の中で新城産品の新たな販路、市場を開拓をしていながら、その商品力を高めて、まちの稼ぐ力を強化するというようなことを目指しております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それぞれ大変な仕事であります。ぜひともそれだけの成果、効果が出るということで事業に邁進していただきたいと思っております。

次に、2款1項11目の地域振興費、資料119ページであります。

地域の集会施設の整備支援事業というのがございます。前年度と比較させていただく中

で、補助金の額が減っておりますがその要因についてお伺いします。

○村田康助委員長 森まちづくり推進課長。

○森 玄成まちづくり推進課長 地域集会施設整備費補助金につきましては、例年5月に市内全域に対しまして、それぞれの地区の集会施設の施設整備の支援を行政区を通じまして呼びかけておるところでございます。

その結果、令和元年度は改修、修繕要望が12の行政区、令和2年度につきましては11の行政区が該当となっております。地域集会施設の新築、改築、修繕など地域の実情、要望によりまして市が補助する金額は増減、変動してまいります。

したがって、令和2年度の当該補助金が前年度に比しまして減額となっている主な要因は、100万円を超える改修事業が、令和元年度では5件あったところ、令和2年度は2件と比較的高額な改修事業要望が少なかったことによるものでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 地域集会施設ということですが、ある程度経年をしておりますと、実は集会施設の照明器具が水銀を使っている具材でありますので、これについては「交換をなささい」というようなことでありますし、またそれに対応しなくてはそれぞれの集会施設としての責任が果たせないということでもあります。

したがって、現在のLEDに変えるような事業ということに相なるわけですが、それらに対するこの集会施設の整備、支援ということには該当しないのでしょうか。

○村田康助委員長 森まちづくり推進課長。

○森 玄成まちづくり推進課長 補助対象となるものにつきましては、附帯設備も該当となります。したがって、今、御質疑のLED化、照明設備のLED化につきましても対象となりますし、これまでの実績としましてもLED化するためにこの補助金を使って

整備をしている行政区もございます。

よろしく申し上げます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 それでは、ある地域の方、地域の集会所が「今こういうことでどうしようね」という話が出ました。それを、5月に申請をさせていただくと、予算に盛りられるのは令和3年という理解でよろしいのでしょうか。

○村田康助委員長 森まちづくり推進課長。

○森 玄成まちづくり推進課長 例年5月に要望を聞きまして、次年度、翌年度、つまり今年度で言いますと令和3年度に予算対応してまいりたいということで進めております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、2款1項12目の路線バスの関係でお伺いをします。資料121ページであります。路線バス運行費、高速バス運行事業。

まずは、3,807万5千円の積算の根拠というものであります。ここに書いてあるとおりだと思いますがお願いしたいと思っております。

そして、2点目以降は、2月5日、これにそれぞれ結果検討会のものを含めて御報告をいただきました。そして、議会としてもまだまだこういったことが十分腑に落ちてないからお願いをしたいということでお願いをし、それに対して回答もいただきました。

そこらを含めて、この予算3,807万5千円についてお伺いする部分であります。

2点目であります。ここでお示しをいただいたものと、実は3,556万円ほどかかるんだよという表記がございました。これには、地域間幹線系統確保維持費補助金というようなものを適用していきますと、1,600万円と1,400万円が自主財源でいけるということでありました、3,500万円というようなことで、結果を見たわけではありますが、これが予算書には3,800万円となっております。その理由についてお伺いしたい。

そして、3点目であります、マーケティング調査というのを実は行ってみると伺っております。その期日があるわけですが、この3月25日が期日であります。そして、我々議会は3月19日に議決をしなくてはいけないという状況でありますので、そのことを含めてここに予算計上された理由についてお伺いします。

4点目、未利用者へのアンケートの実施は、それぞれの分析、検討結果の中で含まれていたのか。

5点目、市民の声を十二分に聴取して、その分析結果を反映した予算か。

以上、5点お伺いします。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 それでは、1点目の本件事業費3,807万5千円の積算根拠について御回答させていただきます。高速バス運行事業の事業費の内訳につきましては、地域間幹線系統確保維持費補助金申請等に係る打ち合わせ及び藤が丘や長久手市でのPR活動に係る旅費2万4千円、PRのためのポスター及びチラシの作成に係る印刷製本費26万7千円、もっくる南バス停に設置した電灯に係る光熱水費3千円、名古屋圏域での新聞広告掲載に係る広告料80万円、高速バス運行委託料3,698万1千円となっております。

次に2点目の令和元年度運行費は委託料に精算額を加算した3,500万円程度であるが、300万円増額の理由についてお答えします。令和元年度当初予算における高速バス運行事業委託料は3,710万8千円ですが、令和2年度当初予算案では3,698万1千円としていますので、前年度比で12万7千円減の予算計上となっております。

次に、3点目のマーケティング調査の委託期間以前に最終成果を待たずに予算議案を計上する理由についてお答えします。マーケティング調査の最終成果品も事業継続の可否判断の材料とすることが望ましいと考えますが、

新城市高速バス運行事業検証結果において、運行実績、乗降調査結果、利用促進策から得られたもの、商圈の分析、経済効果、専門家意見、財源確保策などを総合的に勘案し、事業を継続することとしたためであります。

次に4点目の未利用者等へのアンケートの実施は含まれているかという御質疑ですが、未利用者等へのアンケートの実施に係る経費は含まれておりません。

5点目の市民の声を十二分に聴取し、その分析結果を反映した予算かという御質疑ですが、事業実施について賛否それぞれの御意見があることは承知していますし、賛否を問わず御意見はお聞かせいただくようにしております。また、御質疑の「市民の声を十二分に聴取し」という具体的な基準がわかりかねますが、市ではこれまでも市民の皆さんや利用された方々にアンケート調査を行い、御意見をいただいておりますし、3点目の御質疑にお答えしましたように、さまざまな視点での分析を行い、総合的に勘案した上で事業継続の判断をし、予算計上をさせていただいたものです。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 1点目の3,807万5千円の内訳、そして2点目の300万円の乖離については理解をさせていただきました。3点目以降の再質疑に入らせていただきます。

高速バスマーケティング調査というのが、これ調べさせていただきますと、横浜の会社だと理解をしますが、高速バスマーケティング研究所(株)というところで非常に営業主の方は若い方ではありますが、ここ見させていただきますと高速バスそのものが実は第3フェーズ、第1フェーズ、第2フェーズと逆算していくわけですが、第1フェーズというのが名神高速道路が開通したころにできたのだと聞いております。バス業者の黎明期とも言われています。それによって地方から都市、地方からそれぞれ観光地というよう

なことがいったわけでありますが、そういった時代。

そして、第2フェーズというのが1980年代であります。ここは成長期に達するわけでありますが、大都市から大都市へというような形の中の高速バスが運営されてきた。そして、2000年になりますと第3フェーズということでお客がバスを選んで乗る時代と言われております。そして、もう大きく大きくなって海外から全国へというような形であります。そして、これに負けじと実は鉄道の業界も頑張ってみえるということでもあります。

それらを含めて、人口の減少時代、そして事業そのものがマイナスである、さらに目の前の危機感を後回しにしてはいないかというのが実はこの会社の考え方と理解をさせていただきました。

そうした中で、3月25日を待たずして、今、それぞれるる御説明いただきましたが、ここに計上されておるわけでありますが、まず最初にこの予算は予算要望をされます。そして、令和2年1月7日の日に市民に対して概要を公開しております。そして、2月27日には市長から提案をいただいたということではありますが、まず要望した時期について伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 済みません。反問権を使わせてください。もう一度、説明をお願いいたします。質問の趣旨が最後わかりませんでしたのでお願いします。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 3月25日の期日というのは御理解をいただいていると思います。したがって逆にさかのぼっていくと、当該3,807万5千円という予算を市長から提示をいただいておりますが、これについていつ担当部局から要望し、そしてその結果において令和2年1月7日付で実は概要として地域に広告媒体、PR媒体を使って周知をされるようなことに

なっていますので、したがって1月7日の概要を発表するまでに、以前、いつの時点でこの3,807万5千円、もしくはそれに近い数字を積算されて要望したか、それについて伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 まず、事業継続の可否自体はまだ、予算要求の時点ではしておりませんが、今後どういうふうになるかわかりませんので、まず10月の当初予算要求の時期に合わせて予算要求をさせていただいております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 予算要求をされました。これが1月には概要として出てきたわけでありますが、予算として出てきたわけでありますが、コンサル会社に依頼をしたのが11月11日からですよ、期間は。そして、あけて本年、令和2年3月25日まで、要するに、最終成果品がない、検討結果の表にはこう書いてあります。「そして、変わるかもわからない」と書いておいて、もう既に10月には予算要望しているんですよ。こんなことってあるんですか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 まずは方針が固まっておりますので、予算要求だけはさせていただきますいております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 方針が固まっていないというような御答弁をいただきました。あくまでも、この部分については概算でありますのでこれ一步譲って仕方がないかと理解をした場合に、片や概算要求をしておきました、ある会社にコンサルを頼みました。結果は出てません。でも、令和2年度の一般会計トータル238億8,700万円の中には含んで提案がされているんですよ。それについて伺っているんです。なぜ3月25日以降にできないのか。結果が出てからできないのか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 改めましてですが、マーケティング調査の最終結果も事業継続の可否判断の材料とすることが望ましいと考えております。新城市高速バス運行事業検証結果においても、運行実績、乗降調査結果、利用促進策から得られたもの、商圈の分析、経済効果、専門家意見、財源確保策などを総合的に勘案して、事業を継続することをしたためでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 この高速バスマーケティング研究所という会社のそれぞれ内容を見ましたが、先ほど申し上げたように、今、高速バス業界というのはこういうことなんだよということを社長自身が訴えをしてみえますし、じゃあ「11月15日からお願いします」というときに、実際どこまでその状況を知ってみえて、この会社の方がお受けをいただいたのか。要するに、地域の事情を知らずしているんなことはできないわけでありまして。そして、できることならば、彼らはそれなりの専門でありますので、「こうこうこうしたらこういいんだよ」とだけしか恐らくコメントとしては出てこないと思いますが、とにかく今、一番問題とするのは3月25日という数字が、非常に気にかかる部分でありますので、今、予算として計上されておりますので、あと見て今後変更もあり得るということが実は資料に載っております。

今後変更されるということも資料として書かれて、まあ書かれたということは実は我々議会から出した資料がございます。お願いがありました、「変更はあり得る」となっていますが、もしもの場合はこの変更することになるかと思ひますし、例えば1月28日に検証結果の結果報告を回議書で決裁をとっております。31日に、稟議が通り全て決裁が通っている。それを受けて、総務消防委員会に報告するよ、さらには全員協議会ということ

があったわけでありまして、その「変更する」ということはかなり大きな意味がありますが、再度お伺いします。状況によっては変更するというところでよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 これも、市議会の全員協議会のときに御説明をさせていただいておりますが、令和2年度以降でまずは3年間の事業継続を考えております。これらの補助金だとか、利用促進、経済的な波及効果などを分析した上で、毎年事業評価を行って継続の可否を判断していくと御説明をさせていただいたとおりでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では、3月25日はこちらに置きます。

今、お話がありました。毎年、事業評価を分析してと言われましたが、どういった手法で、どのようにして分析をしていくというお考えでしょうか。

○村田康助委員長 山口洋一委員に申し上げます。質疑内容から逸脱しているように思われますので、再度質疑し直してください。

○山口洋一委員 3月25日のことについては明確にお答えをいただけなかったわけでありまして、その中で全員協議会の折に毎年度分析をしていくということを言われた。だから、その分析の手法についてどうやってするのかということをお聞きするんですよ。

つまり、次年度以降の事業については、経路幹線からの推進費が入るであろうという御答弁を言ってみえます。これは、1日の乗車人数が15人以上150人未満ということで、国は補助金を出すといっておりますので、恐らくそれは運行事業者しかできない、地方公共団体ではできないということで、今、委託をしている運行業者に申請等をお願いする、これは理解をしておりますが。

そのお金が入るのには実は、残念なことに、令和3年度であります、通ったとしても、

ありますが、その事業の分析をされるということでもあります。通常、これ国の補助金をいただいて事業をします。そうすると、年度ごとに実績報告を出すのです、御案内と思いますが。そして、ある程度事業計画を下回った場合は、補助金を国、県、市を経由していただいたその市町村長に対して、実はこういうわけで事業成果が上がりませんでしたと出します。そうすると、市町村長は県に、県は総務大臣に対して、この事業はもう円滑にいてなかったということでもあります。運が悪ければ、そこで国は返還命令を打つんですね。バス事業も同じだと思うんです、お話だと。

だからどういった手法で、どのようにして、どういった結果を求めるのかと聞いているのですよ。質疑通告に逸脱しているというのはおかしくはないですか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 繰り返しになりますが、マーケティング調査の最終成果報告も事業継続の可否判断の材料とすることが望ましいと考えております。運行実績や乗降調査、利用促進策から得られたものを、また財源確保等を踏まえて総合的に考えてまいります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 いろいろお聞きすると、方向が変わったことを答弁されるので余り腑に落ちない部分があるわけでありまして。答弁見ても、3月25日までにマーケティング会社の成果が来るからそれを見て、もしだめだったらということでもいいです、それを将来の分析をしますと変な話になるだけであって、だからそのことについてお伺いしているということになるので、余り質疑から外れたような答弁をしますといけないなと思うんです。別に意見ではありませんので。

そして、3月25日以降にそれぞれの考え方を示されるということであろうかと思えます

ので、次に参ります。

要するに未利用者のアンケート、これは先ほどアンケートの経緯か経緯か言われたのですが、アンケートの実施を平成28年からされたということは、実は平成28年、平成29年、平成30年とアンケートをいただいた。その結果はどのように反映されたのか、お伺いします。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 未利用者の方のアンケートということで市民モニター等の声もお伺いしながら、総合的に勘案して継続と判断をさせていただいております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 未利用者のアンケートというのは、乗る方だとか、極端な話、バスに乗り込んでお客さんとして行って、乗ってる方に「ちょっと済みません、これどうですか」ということは利用者に対するアンケートなんですよ、人数少ないですからすぐできます。

ところが、未利用者というのは難しいということで市は2017年、2018年、2019年とそれぞれアンケートをとっておっていただきまして、まず「山の湊号知ってますか」という質問にいきますと、「知らない」という人が2017年は13%ですが、だんだん2018年はちょっと減ったんですね、知らない人。また、2019年はふえた。これは、「あ、そんなのあったのかな」という程度にしか思っていなかったということでもあります。

それから、「利用したことがありますか」という質問、利用したことがある方、2017年10.7%、2018年14.90%、2019年10.6%、その反対が、全部利用したことがないというのであります。これを、そしてまださらにあります。「今後利用したいか」、そして「どうすれば利用するか」というような設問がありました。どこまで分析をされて、どこまでクロスをかけてこの予算を提案されたのですか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 特に、キットデータ、クロス集計等は基礎データ、私ども持ち合わせておりませんので、それにそのまま集計の結果をもとに判断をさせていただいております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 集計をもとにとおっしゃられました、「今後利用したいか」という設問であります。利用したいという方は21%から24%なんですよ。要するに4分の1しかおみえにならなかった。どちらともいえない、利用したくない20%、どちらともいえないが6割近くあるんですよ。そして、「どうすれば利用するのか」、本数がふえたら、利用したい時間帯に運行する便が来たら、自分の近くにバス停があったら、目的地の近くにバス停があったら、運賃が安くなったら、どんなに便利になっても利用することはないという方が19%お見えになるんですよ、その他は別として。

これで、この事業は絶対自信があるんだ、いけるんだということを含めて、この議案として上程されるというこういう実態があつてですよ、それでいいんですよ。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 これも、新城市高速バス運行事業検証結果でいろいろと御説明させていただきましたが、地域間幹線系統の補助金のめどがたってきたということで、それも1つの要素になってまいります。

また、時間云々につきましては、当然運行事業者、それから、バス停をお貸しいただく事業者等と調整をしていく中で、今後改善を図っていくと考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 バス停であるとか、云々伸びるだということですが、調整をしていく。じゃあ、それをいつまでに、どのようにされるというお考えなんですか。3年間の実証実験が済んだ時点で、こういったもの

を踏まえて、例えば名古屋に行きました、今の所ではなくてまだまだ、例えば管内の子どもたちが名大に行かれるのならその辺までバスを走らせるだとか、そういったことを決めて、ある程度もろみがついてやるならいいですよ。ただ単に、1,647万円の予算がつくからいいんだ、そういうだけでしょ。

それで、結果報告を見ますと、その幹線系統の補助金がつく、そして持ち出しは1,400万円で済む。さらに書いてあること読みますか。経済効果は2,636万円ありますからプラスになるって書いてあるでしょ。そんなばかな話はないですよ。経済効果は確かに地域の商工業者さん、小売店の皆さん、頑張っておみえになる。その方に対する売り上げはありますよ。

ところが、本市に入ってくる歳入は幾らなんですか。質問しても答えられませんでしたね、わかりません。通常なら、2,636万円あれば粗利が2割あったとして、その税率が幾らかかるかすぐわかるでしょう。それしかないんですよ。それでプラスになるから。そういう結果だったんですよ。

だから、アンケートの内容というのを本当に精査をして、「ああ、ちょっと無理だよ」ということになぜならなかったのか、なぜしなかったのか。「これ、いけるね」、3年後絶対に、例えば4千万円の費用がかかったとする。運よく補助金をいただいたとする。半分市が持ち出しをする。でも、ある程度物になった、なるというシミュレーションが全然できていないでしょ。普通の企業であるならば、事業をやるときに10年後を見るんですよ、10年後。財務会計から全部見て、10年後を見てどうなんだということを予測するのが計画なんですよ。

でも、今回、余りアンケートの結果も見て、見てはいるのだけれども、それを反映することを余りしていない。そのことが問題だということですよ。いかがでしょうか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 これも、新城市高速バス運行事業検証結果でお示ししたとおり、さまざまな観点から総合的に勘案して判断をしたものでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 総合的、総合的っていう非常にいい日本語がございましてのであれですが、本来であれば断片的に捉えて、正か否を判断するという判断能力も必要だ、時なんです。

実は、先ほどから申し上げたように、マーケティング調査の会社が言っていましたよね、書いてます、「マイナスになることは確かだ」と。目の前を云々ということを行っていますので、この3月25日について、そしてアンケートの実施の内容についてはおきます。

次に、市民の声が十二分に聴取されているか、その分析はということについて、再度お伺いします。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 こちらにつきましても、先ほど来2問目以降で山口委員が言われたとおりの市民アンケート等そちらを踏まえて総合的に私ども判断をさせていただいております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 乗られる方も一部の方がありますが、多分市のほうとしては11月12日の日に、事前に質問事項を提示されて、それぞれ部局のほうにお願いをし、ヒアリングを開いております。これもわずかな人しか知りません。4万数千人のうちの数人かもしれません。乗られる方も、1日に4万数千人のうちの6.7人です。残り36人ですが、少数意見をもうどこまで取り入れているか。そういうことについて、当然所管はそういう方たちとお話をされて、ある程度結論を出されてどうなのということまでお話をされて見えると思います。

だから、その市民の皆様の4万何千分の数

人だからという考えはこちらに置きますよ。

それが、4万数千人を代表されてこうであるということなので理解をしていますので、その点についてはどのように対処ができたのか、お伺いします。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 1問目でもお答えさせていただきましたが、賛否を問わず御意見は伺わせていただいております。そうした意見、賛否の意見を踏まえた上で、市として継続の判断をさせていただいたということでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 1人だけやっていますと、多分5時までかかるとお思いますので、後の委員がお待ちでありますので、今のことを踏まえる中で質疑は終わらせていただきます。

次に、2款3項1目であります。戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業、資料155ページをお願いします。

○村田康助委員長 伊田市民課長。

○伊田成行市民課長 対前年度と比べまして交付金が増加した要因としましては、個人番号カード交付の増加が見込まれることによるものであります。令和2年度におきましては、9月からマイナポイントの付与が始まり、令和3年3月からは、個人番号カードを健康保険証として使えるようにするなど、個人番号カード取得の増加が見込まれるためであります。これによりまして、カードの作成及び発送に係る通知書等の作成が大幅に増加する見込みから増加となったものであります。

期待される事業効果としましては、委任先の地方公共団体情報システム機構、略称でJ-LISといいますけれども、ここには全国から個人番号カードの申請が殺到することから、個人番号カード作成については安全にかつ迅速な対応が期待されます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 個人番号カードというのは

確かに便利なことだと思いますし、我々確定申告をしても必ず免許証と個人番号についてはコピーをちょうだいと言われるので、このカードがあれば1枚でいけるのかなということではありますが、個人番号の交付に対してかなりの見込みがあると御答弁いただきました。

どの程度、今の普及率からして、それが令和2年度に個人カードの発行率が、例えば5割を超したとかそういう将来目標はあるのでしょうか。

○村田康助委員長 伊田市民課長。

○伊田成行市民課長 国からの発表によりますと、令和4年度の末までに国民全員が持つことを想定としておりますので、新城市としましてもこれと同じような考え方をしております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 国が令和4年度に全員だという答弁であります。本市もそれに合わせていくということでもありますので、それなりの準備とPRをしていかないとなかなかカードを申請にお見えにならないと思いますが、今後市としてどのようにして市民の皆さんに個人カードを推進していくのか、ただただずっとホームページで書いています、ほのかに書きましたではなくて、そうすると多分その次には行政区長さんをお願いしますと言われると思うのですが、そうではない手法があったら。

○村田康助委員長 伊田市民課長。

○伊田成行市民課長 本年度からもう始まっているんですけども、申請の補助を行っております。市民課の窓口で行ってもおりますけれども、現在は税の申告相談会場に出向きまして申請書の作成の補助等を行っております。

また、来年度、令和2年度につきましては、企業にも出向いて申請の補助をしたいと思っております。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 そういった意味で、精力的にお願いをし、そして個人カードの発行部数が日本一だという市になっていただきたいと思っております。

次に、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費、資料157ページでお願いをしております。

1点目、委託料（一般分）1,452万円計上理由とその内訳。

そして2点目、コンビニエンスストアでの交付による期待する交付率についてお伺いします。

○村田康助委員長 伊田市民課長。

○伊田成行市民課長 コンビニ交付推進事業の委託料の計上の理由といたしましては、東三河共同調達により導入しました住民情報システムの情報基盤を、現在コンビニ交付は利用して稼働しているところではありますが、令和2年11月から東三河共同調達の業者が変更になり、情報基盤が利用できなくなるため、新たに情報基盤の構築が必要となったものであります。

委託料の主な内容としましては、住民票・印鑑データなど証明書データの構築費や、端末・ネットワーク機器等のハードウェアの更新、クラウドへ移行する経費となります。

2番目のコンビニ交付による期待する交付率であります。平成30年7月から始まりましたコンビニ交付の交付件数は、平成30年度は7月からの9カ月間で318件、全体の証明書の交付が3万8,487件でしたのでコンビニでの交付率は0.8%でした。令和元年度は1月末現在の10カ月間で547件、全体の証明書の交付が4万0,639件でしたので、コンビニでの交付率は1.4%とわずかではありますが増加をいたしました。

令和2年度は先ほど個人番号カードのところでも申し上げましたけれども、個人番号カードの取得者の増加が見込めるため、年間の全体の証明書交付が約4万8千件に対し、コンビニでの交付は1,200件、交付率は2.5%を

見込んでおります。今後、個人番号カードのさらなる普及拡大が見込められるため、近い将来コンビニでの交付件数は1万件を見込み、交付率20%を目指して市民に周知してまいります。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 今般1,452万円という金額が投資されるわけではありますが、先ほど御説明いただきましたように業者が変更されたから変わるとおっしゃられました。そこで、今までの業者が相当の額を入れられていると思うのですが、これについてその業者は経営上の理由でやめられたのか、また特別な事情があってやめられたのか、変更ということはどういう意味でしょうか。

○村田康助委員長 伊田市民課長。

○伊田成行市民課長 ちょっと私のほうからこれを説明していいのかわかりませんが、東三河共同調達の関係で業者、ベンダーが変わるということですので、市民課の意思で変わるものではありませんので。

○村田康助委員長 尾澤情報システム課長。

○尾澤潤三情報システム課長 今の事業者が変わるという件でございますが、東三河共同調達で、現行の共同では新城市を含めて新城市と豊川市、あと設楽町と東栄町と豊根村、5市町村で今、現行の新住民システムを運行しておりますが、これが令和3年3月31日までとなっておりますので、先ほどから言うように令和2年11月には新しい共同調達という形で、先ほどの5市町村プラス田原市を含めた6市町村で共同調達を行います。

そういう形で、その結果、調達についてはプロポーザルで事業者を決めたのですが、その結果、ちょっと別の業者になったものですからそちらの業者がまた新たにシステムを構築するというところでございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 東三河何とかと言うと皆さん、わかりませんと思います。

そのところの契約が令和3年3月31日で、ところがその契約をしている会社が令和2年11月が変わるということでまずよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 尾澤情報システム課長。

○尾澤潤三情報システム課長 新しく業者が変わるわけなんですけど、共同調達で11月に新しい業者からのシステムが稼働するという形になります。旧システムはそのままございまして、並行移動のような形になるんですけど、その新しいシステムに切りかえておいて、11月以降は新しいシステムで稼働していくという形でございます。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 新年度の11月からはAという会社がやっていたとしたシステムをBという会社に移管、かわるということなのですが、今まで、今、おっしゃられた豊川とかうちとかそれから設楽町、東栄町、豊根村のそれぞれの市町が東三河共同体系の中でやって仕事をさせておったわけではありますが、それをある程度、歳出で資金を払ってますよね。ところが、令和3年3月まで契約期間があるにもかかわらず令和2年11月からはかわるということは、残存期間分の補償はしてもらえるのですか。

○村田康助委員長 尾澤情報システム課長。

○尾澤潤三情報システム課長 今回、現行の共同調達のシステムの契約になるのですが、令和3年3月31日までの現在契約になっておりまして、それは当初から契約としては約6年ぐらいの契約になるのですが、そういう形の契約になっておりますので、そこで終わりますが、その契約については契約を3月31日まで契約するという形になっておりまして、途中での解約というのは考えておりません。

○村田康助委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 何か納得がいかないのですが、Aという業者をお願いして我々の地域が共同電算システムを構築しているという理解

をしています。そして、Bという会社にそのシステムが変わるということですよね、簡単に言うと。そうすると、Aという会社は撤退するわけですね。Bという会社が新しく入ってくるんですね。

そうすると、Aという会社のまだ契約残期が残ってますよね、3月まで。その部分がどういうふうに見ていただけるのですかということを知っているのです。

○村田康助委員長 尾澤情報システム課長。

○尾澤潤三情報システム課長 契約が残っておりますので、契約分を支払います。その契約の中には、構築費から移行費までを含めてそれをこの約6年間の間でお支払いをするというような契約になっておるものですから、実際11月に新しいシステムが稼働して、それ以降、若干並行稼働がございますが、3月31日まで稼働させるというものではないのですが、その間には構築費の月割り分があるという形で、それをお支払いしていくような形にはなると考えております。

○村田康助委員長 山口洋一委員の質疑が終わりました。

~~~~~  
この際、しばらく休憩します。午後は1時から再開をします。

休 憩 午後0時03分  
再 開 午後1時00分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に2番目の質疑者、山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 歳出2款2項2目の賦課徴収費、固定資産評価替事業、151ページについて、以下4問お尋ねいたします。

- (1) 事業内容。
- (2) 従来に比べた特徴。
- (3) 委託料が事業費の大部分を占めるが、

委託内容。

(4) 都市計画における用途地域の見直しとの関連。

以上、よろしくお願ひいたします。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 それでは、固定資産評価替事業につきまして御答弁いたします。

固定資産の評価は適正な地価をもって課税を行うため、3年ごとに評価額を見直す制度というものがとられています。令和3年度が基準年度となる評価替えに向けましては平成30年度から令和2年度の3年間で1つのスパンとして評価替え作業に必要となる調査・整備業務等を各年度でそれぞれ行っております。

評価替えにおいて活用する414ポイントの標準宅地の鑑定評価につきましては、不動産鑑定士による固定資産評価員会議等で協議しております。

令和2年度の固定資産評価替事業の主な内容といたしましては、この作業に必要な業務として業務を委託により実施するため、予算計上をしているものでございます。

次に、(2)番、従来に比べた特徴といたしましては、固定資産の評価及び価格の決定、またその方法及び手順につきましては、国の定める固定資産評価基準に基づいて行うことになっております。したがって、従来どおり進めているわけでございますが、令和3年度評価替えでは、農地評価の内容見直しというものにつきまして、現況地目や評価の検証を行いました。

この作業につきましては単年度では済まないため、そのまま継続して実施をしまいたいと思っております。また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定される土地が年々多くなってきている状況でございます。

(3)番、委託料の内容といたしましては、土地・家屋評価事務支援業務、これはコンサル業務でございまして、土地価格に精通して

いる者にアドバイザー、資料作成等の評価業務の支援を委託するものでございます。それと、基準年度固定資産土地評価業務につきましては、令和3年度評価替えに向け、用途・状況類似地区の調整や標準宅地の価格調整、また路線価の算定をするものでございます。

鉄軌道敷地延長計測業務につきましては、鉄軌道用地の抽出と同筆に沿接する筆の筆界線の長さを計測いたしまして、鉄軌道用地の評価額を算出するものでございます。

そして、最後にもう1つですが、大規模雑種地鑑定評価につきましては、不動産鑑定士に固定資産大規模雑種地時点修正意見書及び価格調査書の作成を依頼するものでございます。

以上、4つの業務を委託により実施しております。

(4) 都市計画における用途地域の見直しと関連につきましては、令和3年度評価替えでは、令和2年1月1日現在の地価を反映させることになっておりますので、その時点での都市計画の用途区域について確認を行っております。そして、評価替えのほうに反映をさせております。

都市計画における用途地域の見直し等につきましては、今後も都市計画課と情報を共有してまいります。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 この固定資産税の問題については、評価替えの時期については市内の一部、新城市は固定資産税等割高感というのがあるよというようなお話をよく耳にしますので、そうしたものをこうした評価替えの機会にある程度市民にPRし、是正、緩和できないかなというようなことで、今回質疑をさせていただきました。

実際に、現場、不動産業者とか、それから宅建業者等に聞いてみますと、そんなにほかと比べて新城の固定資産税が高いとかそんな割高感というのはありません、ないよという

ようなお話でした。だけれども、一方でそういった割高感というのがある、よく耳にするのは、またこれも事実なので、実際どうしたんだろうということをもた聞いていくと、実際にはスポット的、部分的にちょっと高いかなというようなところがあるのかなと聞きました。押しなべて、実際に見るとそんなに割高感というのはないんだけど、部分部分でそういうところが見られるのではないかなというようなお話でした。

私もそういうものに基づいて、今回見直しの時期ですのできちんとそういった市民の方に、専門家の方が調査をされるということで、ある部分、スポット的なところをきちっとチェックして、特に割高感というような声が市民から出ているようなところをチェックしていくようなそういった形でやっていただくとありがたいかなという思いで取り上げさせていただいたのですが、その辺についてこの機会に配慮する、考えていくのか、市の固定資産税の評価についてのシステムについては十分お互いわかっているとして、ある程度市の裁量という判断ができる部分は多少なりともあると思いますので、その辺について再度認識を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 栗田税務課長。

○栗田真文税務課長 評価替えにおきまして活用する、先ほど申し上げました標準宅地につきましては、やはり専門家である不動産鑑定士の方、それも協議会のほうでは7名の不動産鑑定士の方が見えて協議をしておりますので、その後ブロック会議というのもございまして、県内の市境とか県境についても調整等も行うという作業もしておりますので、そこについての市だけ特別にとか、そういったものはないかと思えます。

ただ、従来に比べた特徴という(2)のところでも申し上げました見直しですね、そういった作業につきましては、それぞれの市町村で特徴があるところとか、そういったものに

対してのことで調整するところはできますので、そういった点で評価替えの時期に見直し等ができればと思います。

○村田康助委員長 山崎祐一委員。

○山崎祐一委員 (4) 一番最後のところなんですけど、この4つをまとめた形で今、2問目をお尋ねしたんですけども、(4)に関連するんですけども、固定資産税とセットのような形で都市計画税というのがあります。都市計画税について、特に収縮社会に入って人口減少が著しいような自治体にとっては、都市計画税を廃止するという動きが結構、今、全国的に出ていると思うんですけども、そういうものを踏まえてこの都市計画との関係、現在市においては都市計画の見直し、区域区分からの見直しを、譲渡地域の見直し等もやっていくということですので、その辺を踏まえて4問目でお尋ねしたわけなんですけれども、関係部署としっかり協議し、情報を共有しながらきちっと対応していただきたいと思います。

以上で終わります。

○村田康助委員長 山崎祐一委員の質疑が終わりました。

次に3番目の質疑者、丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 歳入の2款1項9目企画費の水源地域対策事業、111ページでございます。

修繕料、それから工事請負費の該当集会施設、及びその内容、それぞれまた、答えていただきたいと思います。

それから、2点目であります。負担金の支出先、それから先ほどありましたが、その支出根拠についてもお尋ねいたします。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 それでは、1点目の修繕料、工事請負費の該当集会施設、内容につきましてお答えさせていただきます。

修繕料につきましては、寺林公民館の雨ど

い等の修繕9万9千円、それから名号集会所の空調機器1台の取り替え修繕14万8千円、うめの湯の雨どい修繕39万4千円、その他緊急の修繕費としまして10万5千円、合計で74万6千円が修繕料でございます。

続きまして、工事請負費の内容ですが、長楽集会所の外壁、それから鋼製建具、とい、それから板金、空調設備の改修工事としまして592万8千円を予定しております。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 それでは、2点目のまず負担金の支出先でございます。

主な負担金としましては、設楽ダム水源地域対策事業に対して負担金を支出しておりますが、その内訳としましては、水源地域整備事業や水源地域振興事業、設楽ダム水源地域対策積立金などがございます。

その支出先につきましては個々の事業ごとに愛知県または公益財団法人豊川水源基金となっており、支出の根拠については豊川水系豊川設楽ダムに係る水源地域整備計画や振興計画に基づいております。なお、負担割合については経費の負担に関する協定書に基づき支出をしております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 まず、修繕費等々工事請負はわかりました。歳入のほうで、戻るわけではありませんが、水源地域の関係の基金からの繰り入れ、雑入で2,850万円ほど入っておるわけですね。この辺の活用も含めて、多分運用、運用といいますか、この水源地域の関係も行われておると思いますが、たまたま私、昨夜、水源地域の事業計画を見させていただきました。ネットで検索させていただいたらもろもろ細かく載っております、先ほどの工事請負の関係も、長楽集会所改修工事592万8千円、それからあと、もろもろほかにもあるわけでありまして、ゆ〜ゆ〜ありいなボイラー交換2基等も書いてありますが、今回の予定予算はなっておらないようであり

ますが、それぞれ地域の集会施設、この辺の維持管理ということで修繕費も計上されております。

この辺のところで、今回のこの予算を見ますと、基金からの繰り入れと今回の執行する予算がちょっと乖離があるものですから、そのあたりはどのようにしておるのか、もう少し水源地域の地域対策事業として計上されてもいいのではないのかなと、私は逆に思ったんですけれども、その辺の整合性ということも確認したいと思います。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 今、お話のございました修繕料、それから工事請負費につきましては、豊川水源基金からの助成金で対応する予定となっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今の、もう少しわかりやすく教えてほしいんですが、雑入のほうで水源地域対策基金助成金というのが2,860万円入ってますね。それと、今回の水源地域対策費の、これとの整合性を確認したいんです。よろしくお願ひしたいと思います。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 豊川水源基金からの助成金は、ここの企画費で上がっております水源地域対策事業に充てる部分と、それから確か先ほど申されたゆ〜ゆ〜ありいなどかの改修費、そちらのほうにも水源基金からのお金が充てられていると思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 わかりました。また、詳細に確認をしたいと思います。

次に入ります。

2款1項9目の企画費の市有地整理事業、113ページに入ります。

委託料として194万3千円の計上内容についてお尋ねします。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 委託料の内容につきましては、長篠字施所橋地内の市有地の測量及び分筆に係る経費として194万3千円を計上しております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 施所橋付近のというと、それは橋梁の関係でしょうか、それともどういう関係のところでしょうか。旧の国道のところの部分なのか、お願いします。

○村田康助委員長 松井鳳来総合支所地域課長。

○松井康浩鳳来総合支所地域課長 具体的な場所でございますが、長篠施所橋、国道を行きますと内金交差点というのがございます。その角のところにコンビニのローソンがございまして、今回測量等分筆を行う予定のところは、ローソンの建物のちょうど北側、裏側になりまして、国道からは見えませんが、その場所になります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に入ります。

2款1項9目の企画費の新城公共商社推進事業についてであります。

山口委員からも質疑がありましたが、昨年末の第4期マニフェストの進捗状況中間報告がございました。地元の稼ぐ力を高める新城公共商社、これは検討会議を開催してスポーツツーリズムやグリーンツーリズム、この商品検討、これ市長が自ら自己評価をされて30点とつけておられます。

まちの稼ぐ力を強化することが前提条件と考えられますが、どのように進めていかれるのかお尋ねをいたします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城公共商社推進事業の事業内容等につきましては、先ほど山口委員の答弁で述べさせていただいておりますけれども、今後の進め方につきましては、

新城公共商社準備会を令和2年4月から開催をしたいということを目指しております。

また現時点での予定では、令和3年4月からを目途に創業できるよう準備を進めていく考えであります。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 1問目のところで、私、どうしても確認したいことがありまして通告をさせていただいております。

まちの稼ぐ力を強化すること、これがまず前提条件だと、こういうふうに評価の中にも書いてありますけれども、それをどういうふうに進めていくのかというところで、確かに準備会、当然必要かと思っておりますけれども、協議会等々設置して今後のメニューづくりをしていくということではわかりますけれども、この予算を立てるに当たって何を目的に、何をメニュー化していくのか、そのあたりをやはり30%にもう到達しておるものですから、やはりこれは明らかにすべきであろうと、こう思います。何を目的に、何をメニュー化して新城総合商社なるものを打ち立てていくのか。ここはやっぱりもう少し明確に明らかにしてもらえればありがたいと思います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城公共商社でございますが、先ほどの山口委員の答弁と重なる部分がございます。市内で産出、製造、供給されるありとあらゆる物品、それからサービス、観光資源、未利用資源や遊休地に至るまでをリストアップ、データベース化し、新城製品の新たな販路と市場を開拓すると共に、商品力を高め、まちの稼ぐ力を強化するということを目指しております。

また、新城市ならではの特徴を生かした商品を、例えばホームページであるとかカタログギフトなどを活用しまして、情報発信をしていくと共に、他の地域とは異なる商品の開発や観光ツアーなどを立案しまして、新城ならではの付加価値をつけていくというような

ことを考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 準備会を設置されていくということでそれは理解しますが、肝心な機動力のある、機動される市民の皆さん、それぞれの団体の皆さん、そこが一番の主軸になりまして稼ぐ力というものを強化する源であります。源に対して、どのような準備をしていくのか、そここのところが一番肝心だと思っています。アピールばかりしてもやっぱりついていけない人、方々、団体がある。当然、その辺の整合性がとれなければ成立はしませんよね。そここのところを確認したいわけなんです。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 今現在の動きを少し申し上げます。新城公共商社の委員として、次年度に準備会を立ち上げていく際には、どういったメンバーで構成をし進めていこうかというその委員の選定を今現在しているところでございます。

その中で、来年度スケジュール的にはまずはその準備会の中でその公共商社のあり方であるとか、コンセプトの設定などを進めていきながら、先ほど申し上げた販売商品の列挙や素材の収集などもあわせて進めていきながらマーケティング等の調査もその後行っていくというようなスケジュールを今現在は考えておるところでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に参ります。

2款1項12目の路線バス運行費、高速バス運行事業、121ページに入ります。

私の通告書を読ませていただきますが、2月5日開催の議会全員協議会におきまして、新年度予算の基礎資料となり得るものとして提示をされた高速バス運行事業検証結果から、以下お伺いをいたします。

まず1点目であります。項目2に書いてあります「運行経費」と輸送コストにおいて飯

田線と書いてありますけれども、これ広くローカル線であります、の営業係数と比較しまして遜色ないと判断をされて予算化された理由について、これを確認したいと思います。

2点目であります。項目7について「市内観光業者等の声」において、観光二次交通が十分でない指摘への予算対応についてはどうか。

3点目であります。項目8「商圈の分析」において、再開発構想が公表されていることを高いポテンシャルと位置付けて予算化されていることについてお尋ねをいたします。

4点目に入ります。項目11のところであります。専門家の意見として加藤博和氏の①から⑦についてどう予算反映されておるのか、お伺いをいたします。

5つ目であります。項目11、専門家の意見として小高直弘氏の①から⑥をどう予算反映されておるのか、お尋ねをいたします。

6点目であります。項目12「財源確保策」におきまして、新年度予算への結論付けをされているがその根拠についてお尋ねをいたします。

7点目であります。こういうものを総トータルして、この項目12のところですね、新たな補助金申請可能な実績とはどういうもの、そこに導かれたのはどういったことなのかということであります。

8点目であります。項目12「財源確保策」におきまして、本市の負担1,917万7千円に経済効果2,635万7千円を加えて実質収支はプラスとし、予算化されているその根拠についてお尋ねをいたします。

9点目であります。項目13「まとめ」のところではありますが、ここにおきまして課題がそれぞれ提起されて、これらを新年度予算にどう反映されたのか、お尋ねをいたします。

10点目であります。項目14「今後の方針」において、これまでの総括含めて予算にどう反映されたのか、お尋ねをいたします。

以上です。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 それでは、1点目から順にお答えをさせていただきます。

まず1点目ですが、2月5日の市議会全員協議会において、山の湊号の3カ年平均の営業係数は、直近で公表されている飯田線の営業係数196円と比較すると2.4倍程度となっていますが、バスと鉄道の輸送量の違いや飯田線は沿線に住む多くの高校生が日々通学で利用していることなどを考慮すれば、山の湊号の営業係数は単純に悪いとは言いがたいとの説明をさせていただいたもので、遜色ないと判断をしておりません。

また、それを理由に予算化しているものではございませんので御理解のほどよろしくお願いたします。

2点目でございますが、観光二次交通につきましては、Sバスなど路線バスの経路やダイヤの見直しのほか、国においても中山間地域で提供されるさまざまな交通サービスの異分野連携が提唱されていますので、スクールバス及び観光施設や企業などの送迎バスの活用など、今後具体的な検討を進めてまいります。高速バス運行事業で対応するものではございませんので、本予算には含まれておりません。

3点目でございます。これも2月5日の市議会全員協議会において、再開発構想が公表されている藤が丘は交通結節点として、今後も高いポテンシャルを維持していくであろうということを説明させていただいております。

それは、新城市から名古屋圏への移動する生活路線や名古屋圏から新城市への観光客誘客の路線として、藤が丘に接続することが交通インフラとして価値があることを申し上げているものであり、それを理由に予算化しているものではございませんので御理解のほどよろしくお願いたします。

続いて4点目でございます。①につきまして

ては、現在行っています高校生割キャンペーンなど、新たに予算をお願いしなくてもできることから取り組む所存でございます。

②につきましては、市内イベント等の開始時刻等を山の湊号の到着時刻と出発時刻に合わせて検討してもらえよう、庁内外への働きかけを始めていますが、本予算に反映させるものではないことを御理解ください。

③につきましては、1月28日から運用を開始した市ホームページのリニューアルに合わせ、トップ画面に山の湊号を掲載し、さらには新城市へのアクセスのページにも掲載をしたところであり、これも本予算に反映されるものではないことを御理解ください。

④につきましては、1日6往復に増便する予算は計上しておりません。

⑤につきましては、2月5日の市議会全員協議会において説明させていただいた新城市高速バス運行事業検証結果の13まとめに記載してあるとおりであり、本予算に反映させたものはございません。

⑥につきましては、本予算に反映させる内容ではございませんので御理解ください。

⑦につきましては、令和元年度から予算を伴わずにできる新たな取り組みを幾つか始めており、それらの成果があらわれるように継続またはブラッシュアップしていくことを考えておりますので、本予算に反映させたものはございません。

次に5点目でございます。①につきましては、本予算に反映させる内容ではございませんので御理解をお願いいたします。

②につきましては、現在行っています高校生割キャンペーンなど、新たに予算をお願いしなくてもできることから取り組む所存です。

③につきましては、実現に向けた検討を進めていくべきであると考えておりますが、予算を伴わずにできる新たな取り組みになりますので、本予算に反映されるものではないことを御理解ください。

④と⑤につきましては、名古屋市営地下鉄東山線の沿線にある大学との連携について協議を進めているところでありますが、現在のところ新たに予算を伴うものは想定しておりませんので、本予算に反映させたものはございません。

⑥につきましては、本予算に反映させる内容ではございませんので御理解をお願いします。

続いて6点目でございます。新城市高速バス運行事業検証結果の12財源確保策は、地域間幹線系統確保維持費補助金の試算等に言及した内容であり、令和2年度当初予算への予算計上を結論付ける内容とはなっておりませんので御理解のほどよろしく申し上げます。

7点目でございます。新城市高速バス運行事業検証結果の12財源確保策に記載のとおり、地域間幹線系統確保維持費補助金につきましては、令和2年6月に補助対象路線として正式に決定された後、令和2年10月から令和3年9月までの運行実績により補助金が確定される仕組みとなっておりますので、申請に必要な実績というものはございません。

8点目でございます。新城市高速バス運行事業検証結果の12財源確保策は、地域間幹線系統確保維持費補助金の試算等に言及した内容であり、令和2年度当初予算への予算計上を結論付ける内容とはなっておりません。

9点目でございます。新城市高速バス運行事業検証結果の13まとめの記載内容については、運行スケジュールにおける課題及び当初目標設定における課題につきましては、本予算に反映させる内容ではございません。

利用促進策における課題、商圈拡大における課題、需要喚起及び新たな価値創出における課題につきましては、既に令和元年度から予算を伴わずとも改善に向けた取り組みを始めているものもありますし、令和2年度当初予算案には名古屋圏でのPR強化策としての広告料を令和元年度比で60万円を増額計上し

ているところでございます。

続いて最後になります。10点目です。新城市高速バス運行事業検証結果の14今後の方針の記載内容につきましては、本予算に直接反映させる内容ではございませんので御理解のほどよろしく願いいたします。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それぞれ答えていただきましたが、それぞれまた確認したいところだけ確認させてもらいます。

まず最初の1点目のところでありますけれども、飯田線というところ消していただいてローカル線のところで遜色ないという言い直しを1問目のところでさせていただきました。そういうことありますので、修正をさせていただいたというところで理解、逆にさせていただけたと思います。そういう中で、まず1点目はこういうことでわかりました。

2点目に入ってまいります。市内観光業者等の声についてでありますけれども、要するにこの観光二次交通が十分ではないというところの検証のところでも明確に書いてあります。これ、検証結果の中の8ページのところを書いてあるわけでありまして、ならば何をしようかという策も当然出てくるわけでありまして、その辺も当然新たな予算化された次の計画に向けての対策というものが明確にあり、すべきではないかという点でありますがいかがですか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 観光二次交通につきましては、基本的には現在のSバス等を利用していくこととなります。Sバスの再編等含めながらやってまいりたいと思っておりますので、この高速バスの予算には反映されることがないということを御理解いただけたらと思います。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 要するに、今度の計画を立てようというところで明確な根拠となり得て

いないと、その辺のところは我々議会に対して、だからこうなんだという策が見えてこないんです、この二次交通だけまずとってみても。そのところを、我々、また市民は期待しているのではないのでしょうか。また、アンケートの中にも幾つか声が上がっておりました。その声に応えるような道筋をやはり立てていくのが新しい事業化へのまたスタートになるんじゃないかと思えます。これを確認するのはやめておきますが。

次の点、3点目に入りますけれども、2月5日の全員協議会のときに、私自身望む態勢というのはこの2月5日のあなた方が我々議会に全員協議会を申し出て、説明をしていたわけですね。それに対して、我々議会はいろんな意見を申し上げました。そのときに、即座に答えていただいたかというほとんど答えていただかなかった。それがまず1つあります。

その中で、この3点目に入ってまいりますけれども、商圈、また再開発の関係、これについても私は、この5日の日には言いました。どういう夢ひらくようなものが構想としてあるのかと、いつできるんだと、いつ始まるのか。資料を持ち合わせてないからできませんというこういう答えでありました。

だからこそ、せっかくこういう全員協議会で説明しようというときにそれぐらいのことは準備してくるべきだと思うし、後から皆さんが出した中でつけられてきましたのは資料としてありますが、ジブリパーク構想を見ても3年後、2年半後ですか、まずはその前半がスタートして、その1年後に後半の事業化がスタートするわけですね。もう4年半以上たってから正式に全てがジブリパーク。

だから、あちらの東部地域に対する魅力、こちらから観光として出向けましょうというようなニーズに対してどう応えていくんだと。3年計画の中でこれ不可能ですね。ほかに商圈として、新たな魅力として向こうに

見出せるものがあるのかどうか、計画の中にやはりきちっとうたうべきだと思いますが、どうなのでしょう、市の考えは。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 こちらの商圏の分析なのですが、新城の方が名古屋圏へ遊びに行くということも当然考えられるわけなのですが、まずそれ以上にこの検証結果の中でもお示ししているとおり、このエリアの人口が今後20年ほど余り大きな動きがないんですね。高校生は若干変化がございますが、それだけの人口を抱えた地域、この地域からいかに新城への誘客を促していくかというところが重要なポイントになっていると。そういった意味で商圏の分析のところはそちらを重点的に書かせていただいている内容となっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次に入ってまいります、専門家の意見のところに入ってきます、4点目のところであります。

それぞれほとんどこの予算化に対する参考にしていないという答えが4点目と5点目のそれぞれ先生の指摘をしていただいて、またこうすべきではないかという御提案に対してしっかりと反映されていないな、こんな答弁であったと私は感じております。

1個ずつ見ていきますと、例えばですけれども、加藤博和先生のおっしゃっている中で、①番、中段から書いてある高校3年生とその保護者への強い働きかけ、新城から名古屋の大学に通える、こういうところ、これは非常に市長も当初から言っておったと思うんですが。

たまたま議会一般質問、先週始まる前の土曜日でありました。私のところへある御家庭の方が訪ねてきていただきました。ちょうど、私が議会報告出したその議会報告書を持ってきていただいたわけですが、「新年度になってから大学へ通いたい。しかし、丸山議員の

書いてある中に理想と現実が違っていた。こういうことで、これからこのバスは走るのでしょうか。非常に不安です」こういう声を、わざわざ私のところへ来ていただいてお話をくださった方がいらっしゃいました。

その方に聞きましたら、友達がお二人いらっしゃるそうです。それで大学へ通う、このバスを使って。ああ、それはいいですね。多分身近な、向こうへ行ってからそんなに距離が遠くないようなところの大学だと思いますが、まさにそういうものを目指す、そこをやっぱりやらないといけないと思うんですよ。

しかし、今までどうでしょうか。あなた方が実証をいろいろ示していただいた中では、何ら努力されていない。市民の皆さんのほうが興味本位にしっかりと見詰めていただいて、こうやって私のところへ提案をしていただいて、しかし大学というのは4年間なんですね、4年間。4年間、きちっと行かれるかどうかはまた別の話であります、途中でこれ終わるんですね。さあ、どうしましょう。そういう一つ一つの子どもさんたち、親御さんたちの希望にきちっと訴えられるような今回の予算になっておるかどうか。この先生の指摘というのはすばらしいことと、私は感銘しておりますし、これがほとんど引用されていないというような、非常に残念であります。1点目のところはこういうところでもありますけれども。

あと2点目のところ以降見ますと、それぞれ一つずつチェックしていくと、切りがないぐらいでありますけれども、例えばであります、3点目のところですね、これは交通アクセスの関係で、湯谷温泉はアクセスする案内がない、市へのアクセスも全くわからない。山の湊号埋もれていると、こういう指摘ですね、これをどうやってクリアしていくのか。これはクリアすべきなんですよ。どうやってクリアしていきましょか。新年度予算以降

の中で、お答え願いたい。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 先ほど、御答弁させていただいておりますが、まず1番、特に高校3年生の方への浸透ということで、今年度になりましてからですが高校生割キャンペーンという形で周知を図りました。非常にこちらのほうが、マーケットというかそこにしっかり届いていなかったということが結果としてあらわれていると思います。実績で言いますと、発行枚数ですが350枚ほどの発行枚数が今出ております。これをどれだけ利用していただけるか、また別とはなっておりませんが、それだけ高校生の方たちに今までしっかりとお伝えできていなかったのかなど。今回、ターゲットになるお子さんたちに少しでも、今までとは違うアプローチで届ける形ができたかなど。ただこれについては、予算を伴わなくてもできるというものがございまずのでそういうのを御理解いただけたらと思います。

③番の湯谷温泉へのアクセスに案内がないということ、その後なんですが、市のホームページのリニューアル、これも先ほどお答えしたんですが最近、市のホームページをリニューアルしておりますので、そのときにあわせて私どもからお願いをして、トップページにしっかりと掲載されるような形にさせていただいております。そうしたところも、特段予算を新たにお願いをしなくてもできることがまだまだございましたので、それを確実にやっていくということでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 続けて、また確認をしていきたいと思いますが、加藤先生の話はこういうことではありますが、小高先生のほうで採用、参考にされたのはこの2点目のところでしたか、あとは全部バツのようでありますけれども、この小高先生の言われた中でも、大変幾つか御指摘もあり、このままやっていけばい

いんだなど。

飛ばして飛ばしていきますが、その中で⑤のところ、思い切ったキャンペーンを実施する必要があると。要するにここが足りないのではないかなと思って、過去4年間どういう活動をしなくてはというところがやってきたのか、PRのピラをつくってさあ配りましょうと、観光案内所、また観光関係のところへまたお願いしますよ、頭を下げる。こんなものでできるわけないんですよ、結果見えてますよ。職員自らが、例えば、東部地域でも行って、無差別にどんどん1軒ずつ当たって、セールス活動ですね。このぐらいのことはやってもいいのではないのでしょうか。

また、こちらのアピールも当然やっていくと。これ普通、やって当たり前だと思うんですね。だから、結果もう見えてましたよ、今度の実証事件というのは。ごくごく、その場で便利な交通ルートができて、あればよし、なければしょうがないね、これで終わってしまうのが市民の皆さんが本当に考えているところだと思うんですね。本当に便利ならば、本当に魅力があるならば、こんな達成率がこんなに低い結果はないんですよ。

だから、先生が厳しくこうやって幾つか項目を挙げて指摘をしてくださった。このとおりに1回実行しようではないか。できないものはできないんですけれども、考えてみようではないかと、そのぐらいのこと、あなた方やりましたか、今回のことを。

今回の実証実験に検証された、まだ途中ではありますが、検証されたこの成果、これは全く検証になってない。こう判断します。それで見切り発車で、また次の新年度にやっていきましょうと。市長もずっと堂々と施政方針の中でも言うておられましたけれども、こんなやり方やっぱり許してはいかんです。どこかでやっぱり歯どめをかけて、本当に原点に戻ってやっていかないかん、こんな思いがしまして、この次のところへ入っていきますけ

れども。

財源の確保のところへ入っていきませんが、この中でも11ページのところに書いてあります。財源確保の中で、国や県の補助金、ちょうど真ん中あたりですか、による財源確保が事業計画に向けての命題となっていると、命題。もう命なんですね、ほんとに。これがないとだめなんだという。

その次の段落以降の中に、「3年6カ月が経過しこの補助金を申請できる水準にまで実績が上がってきた」と、どういう実績が上がってきたのか。山口委員の質疑の中でも、実績は関係ないというような感じの御答弁をされましたのでね。実証実験をやって、その実績、この水準にまで実績が上がってきたこと、こちら辺の確証というものがまだ我々、せめて私は感じておりませんが、クリアできるように説明していただけますか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 地域間幹線系統確保維持費の補助金でございますが、まず運行の本数だとか、あと輸送量等が大きな決めになってまいります。特に、現在3年9カ月かけて徐々に徐々に、ゆっくりであります。利用者がふえていただけることができ、補助金のクリアができる輸送量15.0という数字が目前まで迫ってまいりましたので、これを先ほどあった専門家の意見等踏まえて利用促進を図っていくことで到達できるという目安がたったというところがございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 次のところへ入っていきませんが、9点目のまとめのところへ入っていきませんが。

まとめのところの中でも、この中段あたりですか、「事業を継続するには人口が多く、受け皿となる」ずっと書いてあります。確かに、そのとおりなんですけど、こういうように思います。ただ、一番下から黒丸で点々と幾つか、13ページ以降にも検証の中に書いてあ

りますそれぞれの課題、課題がやはりクリアできるような努力というのが必要であります。この努力成果というものが今回の検証の中には入っていないし、それはどうやってこのまとめから新年度の予算に結びついていくのか、これが本当にわかりません。もっとわかりやすく、もっとわかりやすく説明してほしいと思うんですね。お願いします。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 今、御質疑いただいた内容でございますが、この13のまとめの黒丸のついているものをお一つずつお答えさせていただくということによろしいでしょうか。それでよろしければ。

それでは、まず運行スケジュールに関する課題で、最初の黒丸のところになりますが、現在名古屋から新城への日帰りの来訪者については実質的に滞在時間等考えますと、往路の1便、それから復路の3便の利用しかないということでございますが、これは便数を変えない限り、増やさない限りは改善してまいりませんが、ただ二次交通の整備を進めていく中で動きやすい周遊等ができる形になれば、滞在時間6時間を確保できるものですから、地域にとって観光誘客としてはまずまずいけるのではないかなと考えております。

それから、藤が丘駅への乗り入れの時間の制限がございます。こちらについては、現在ももう少し早く、30分ほど早くできないかということで調整をしております。2便についても同様でございます。そうすることで今後の昼ちようどぐらいには着くようになりますので、そちらで改善が図れないかということで、これについてはどうしても先方さんがございますので、先方さんとの調整を続けているところがございます。ただそれについても、特に予算等が必要になるものはございませんので御理解いただきたいと思います。

それから、3つ目の丸になりますが、これは1番目の丸と関連してくることになります

けど、どうしても基本バス1台分での運行という大幅な運行スケジュールの変更というのは厳しいということでございます。

当初目標設定における課題の丸ですが、これ1つしかございませんので、これは今までずっと御指摘をいただいていたところでございますが、当初の目標設定が収支均衡を目標にしておりますので、新たに経済効果等入れながら総合的な評価に変えていきたいと考えております。

それから、利用促進策における課題でございます丸の1番でございますが、名古屋圏での露出等が利用者増に直結する傾向が、今年度ねらいを絞ってやってみたところ、そうした手応えがございましたので、次年度以降、計画的に露出する機会を図っていくということで広告料を80万円上げさせていただいて、まず今のところ季節ごとに4回広告を打っていくと考えているところでございます。

それから、アンテナショップのディスプレイ、商品ラインナップ、こちらについては、公共交通対策室で所管しているものではありませんが、所管課とお話をしながら改善に取り組んでいきたいと考えております。

それから、その次の丸でございますが、藤が丘駅周辺でのイベントの出店のコンセプト等の話になってまいります。こちらも、しっかりもう一度練り直しをして、これも公共交通対策室がやっているものではないものがございますので、関係各課と調整、共同して改善をしていきたいと考えております。これは、高速バスの利用だけではなく、新城市全体のPRということでございます。

それから、その次の丸でございますが、藤が丘を中心とした名古屋での誘客利用促進ということで、新城市内での需要の掘り起こしとなる利用促進の強化が必要ということで、ここに書いてあるとおり定期券の検討などもしてまいりたいと思っておりますが、どうしても料金、運賃については運輸支局、

国の認可をとらないといけないのと、これは事業者に立ち上げていただかないといけませんのでそうした働きかけをしていくということでございます。

あと、商圏拡大における課題でございますが、一番目の丸については、やはりターゲットをしっかりとねらいを定めて、いろんなバリエーションをつくってやっていく、またそれをやるために市内の事業者には御協力をいただけるように、今も働きかけをしているところですが、これをもう少し形になるようにしていきたいと。それをいかに名古屋圏で市場のターゲットに届く、マーケットに届くようにするかというところでございます。

次の丸でございますが、藤が丘の中央商店街振興組合だけではなく、長久手の観光交流協会とか、イオンモールの長久手店と、こうしたところとも連携をしっかりと、これまでできておりませんでしたので、今年度そうしたところと顔合わせをして打診をして、特に長久手の観光交流協会は前向きなお答えをいただいております。実は今回この新型コロナウイルスの関係でイベントが中止になってしまいましたが、一緒にやる企画を、特に設楽原の売店ガイドの方たちとか御協力をいただいてやる形までできたのですが、残念ながら実現には至っていないという状況でございます。

それから、最後需要喚起及び新たな価値創造創出に向けた課題でございますが、こちらどうしても私ども地元の業者と一緒にモデルコース等をつくっても、というのを一括で予約を受けて販売をするということが旅行業に抵触しますのでできません。そうしたところで、旅行業者と連携をして私どもが考えたプランを売り込んで、そちらを販売していただくというような形をとっていきたいということで、既に今年度からそうした準備を進めているところでございます。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それぞれ述べていただきま

したけれども、要するにこういう本会議、委員会の中での質疑のやりとり、これを2月の5日に本当はやるべきなんですよ、準備して。そうすれば、我々、私は最低限この質疑の時間の中をもっと大事に使いたいと思いがあります。これだけの見切りの発車、これは非常に危ういと大勢乗られたとしても、この市のやり方というのはちょっとおかしいと思います。

そこに、その最後の今後の方針というところに入って行くわけでありましてけれども、国県の補助金が受けられる様に必要があるんだということがまず1個書いてあります。次の策としてこれも既にここでうたっているわけですね。それで、次の策、要するに補助金がなければ成り立たない。これも山口委員の中でもはっきりと役所側の方が述べておられるとおりであります。それなりの補助金事業でありますので、つける公算が高いかもわかりませんが、それが実績とどういうふうに反映されて、地域の公共交通としての位置付けがなされるか。その辺のところを検証してまいりたい。私も思っておりますが、今回のこの予算について、質疑を幾つかさせていただきましたけれども、見切り発車はちょっとまずいと、改めてまたこういった機会を設けたいぐらいの思いで質疑を終わります。

次に入ります。次の質疑に入ってまいりますのでお願いします。

2款1項14目のところの交通安全対策費、交通安全対策事業について、123ページであります。

鈴木長良委員の一般質問の中でも述べられておりますが、しっかりと私、そのとき聞き取れなかったものですから、ちょうど通告中でうまく重なったものですから改めて3件お尋ねをいたします。

まず、1点目でありまして高齢ドライバーの運転操作の誤りによる市内の交通事故状況についてどうなんだと。

それから、2点目であります。自動車の運転を必要とする高齢ドライバーの対象者数はどれぐらいいらっしゃるのか。

3点目であります。ペダルの踏み間違い等による急加速抑制装置の基準についてお尋ねをいたします。基準というのもいろいろあると思いますので、設置基準など、車の構造基準だとかいろいろありますので、その辺を含めてもし1問目で答えていただければ幸いです。よろしくお尋ねいたします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 では、3点いただいておりますので順次お答えさせていただきます。

1点目の市内の交通事故状況でございますが、市内における踏み間違い等の操作ミスによる交通事故の件数は公表されておませんが、昨年、市内で発生いたしました人身事故の件数は127件で、うち65歳以上の高齢者の占める割合は約40%、そのうち約半数は単独事故となっております。また、物損事故の件数は1,163件で、うち65歳以上の高齢者の占める割合は約30%となっております。

市内における高齢者の交通事故の種別としましては、追突が最も多く全体の32%、次いで出会い頭衝突が25%、右左折時の衝突が15%といった状況であります。

2点目の高齢ドライバーの対象者数でございますが、市内における65歳以上の自動車運転免許証の保有者数でございますが、令和元年12月27日現在男性が6,251人、女性4,991人で合計1万1,242人となっております。

3点目の急加速抑制装置の基準でございますが、こちらにつきましては、国土交通省がその各装置ごとの性能認定を今、行っております。実際に、昨年12月17日にもう既に9個の装置が認定製品として認められております。また、現在追加でその装置の追加認定の募集を行っているような状況ですので、そういった国が認定された装置について設置をしていただくということを考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 1点、2点目についてはわかりました。

3点目のところで、特に急加速抑制装置というのをきのうインターネットでいろんなところをちょっと見たんですけれども、いろんなものがあるんだなというのがすごく感じまして、特にペダルの踏み間違い等による急加速抑制装置、こういうふうに新年度予算がうたっているものですから、そうなるといういろんな車でもつくかなというような気がするんですけれども、特定の、例えばトヨタ自動車ですと、ネットで見るとトヨタ自動車ならではのやり方の装置もあるようで、信号を出して危険をお知らせするというものもごさいます。それから、急加速の抑制そのものの抑制するペダルを思い切って一緒に踏んでしまったところをうまく制御して急発進しないような装置だとか、いろいろある。注意を促すのと抑制するのとあるんですけれども、今回の補助制度については、抑制をするということで間違いはないですか、抑制する装置ということでよろしいですか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 現在、国で認定されております製品につきましては、急発進抑制装置ということで認定がされておりますので、いわゆるブレーキを踏もうとしてアクセルを思いっきり踏んだときに急加速をせずにその急加速を抑制するという装置が対象となっております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ついでに質疑の中で、関連してくるところで答えていただきたいと思うんですけれども、補助制度、それから枠、何機までとか、予算のかげんがありますので、その辺のところも含めて基準を教えてくださいらと思います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 装置も障害物の検知機

能付きのものとその検知機能のないものと2種類ございまして、その機能付きのほうが若干高いものですから、その検知機能付きの標準的な単価を勘案しまして、そちらのほうでも100台は現予算で見込んでおります。検知機能付きでないほうが単価が安くなりますのでそちらを設置された場合であれば、全体の予算枠としては100台を超える台数の補助が可能になると考えております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 もう1点確認したいと思います。100台ということになりますと限りがあるということでもありますので、当然予算が伴っておるわけですから、現状対象者は大勢いらっしゃると思います。これは本年度限りなのか、ずっと続いていくのか、新年度限りなのかここも含めてお願いします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 令和2年度以降の件ですが、まだ正式に決定はしておりませんが令和3年度までは担当としては続けていきたいと、2年度の事業ということで考えていきたいと思っております。

○村田康助委員長 丸山隆弘委員の質疑が終わりました。

次に4番目の質疑者、浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは議題になっております、私のほうは歳出の2の1の1一般管理費、ニューキャッスル会議共同声明実現事業について質問をさせていただきます。ページ数は89ページになります。

1点目は、422万2千円の事業になりますが、主な内容を伺います。

2点目、普通旅費の134万5千円の内容を伺いたいと思います。

以上、2点伺いたいと思います。お願いします。

○村田康助委員長 森企画政策課参事。

○森 玄成企画政策課参事 1点目の422万2千円の事業の主な内容につきましては、2

点でございます。主に高校生海外派遣に関連する経費に273万8千円、ニューキャッスル都市間経済交流に関連する経費に87万9千円を計上しております。

2点目の普通旅費の134万5千円につきまして主な内容は、高校生海外派遣に伴う随行職員の旅費、それからニューキャッスル都市間経済交流に伴う旅費でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。事業内容について主なもの、言っていただきました。

今回の内容にかかわりまして、スイスへの旅費、滞在費用等も含まれていると思いますが、こちらの状況を伺いたいと思います。

○村田康助委員長 森企画政策課参事。

○森 玄成企画政策課参事 スイスへの滞在費用というのは、第12回のニューキャッスルアライアンス会議の関連する経費でありましたら、12月補正予算でお認めいただいた予算を計上しております、充てる予定でございます。

そういった趣旨でよろしかったでしょうか。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、旅費は12月定例会でということで、今回のこのニューキャッスルアライアンス会議共同声明実現事業の事業費の中にはこういったスイスへの旅費や滞在費はそれらもろもろかかるものは入っていないという理解でよろしかったでしょうか。

○村田康助委員長 森企画政策課参事。

○森 玄成企画政策課参事 ニューキャッスル会議への参加に関する経費は当初予算では入っておりませんが、高校生海外派遣に関連する経費につきましては、世界のニューキャッスルの都市の中で高校生を海外へ派遣する機会を創出するものでございまして、グローバル人材育成につなげていきたいという事業でございます。

この高校生海外派遣の行き先がスイスにな

るのか、イギリスになるのか、あるいはドイツ、アメリカ、過去にはそういった都市に縁をいただいて海外派遣をしておりますけれども、そういった経費は計上させていただいておるところでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。

なぜ、こういったことを聞くかといいますと、資料請求をかけさせていただいてまして、派遣団の人数、公費の内容がわかる資料ということでこの年度予算の中で何名行くのかなということで資料が出てきましたのものですから、そこではテーマとしてはスマートシティに話し合っていくと。4月21日から4月28日、訪問団は15名ということで市長初め通訳の方、一般の方が5人、職員が2人、ユースの会の人が5名、職員が3人ということで派遣団は全て公費負担だということでお聞きさせていただきました。

そういう中で、新型コロナウイルスで中止になったということであろうと思いますが、そういうことでキャンセル料等の内容はどうだったのか伺います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員、補正予算に絡む質疑ですので。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 失礼しました。そうすると、そちらのほうの予算は補正予算ということで理解いたしました。

そういう形でニューキャッスル会議の支援事業という形なのでありますが、実際市民の方からお聞きしますと、「グローバル時代の中で新城というだけのつながりのシェアで本当にいいのか」と。また、「こういった事業が本当に必要なことなのか」という声が出ているのですが、そういった声、検証、さまざまな声を聞いての実現事業を当初予算に上げてきたということで、そこら辺の市のそういった声があるんだという声を聞いているのかどうか伺いたいと思います。

○村田康助委員長 森企画政策課参事。

○森 玄成企画政策課参事 御指摘の市民の方の御発言というのは、私どものほうでも一部聞いておりますし、一方で昨年度のニューキャッスルアライアンス会議で多くの市民の方がかかわっていただいた中では、市民同士のつながり、草の根交流というのが育まれて非常にいい機会だったよという声もいただいております。

大きく2つの意見が分かれるところではございますけれども、これまで20年間新城市が世界のニューキャッスルの都市と交流を重ねて信頼関係も築いてきたわけでございますので、この大きな財産を次の世代に生かしていきたい、そういった思いで事業を提案させていただきますいております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私、この実現事業という形で続けていくということに、市民の方から意見をいただいて質疑をさせてもらっているのですが、人口減少の新城市、消滅可能性都市とも言われているおります中での新城の役割というものもあると思います。

そういった中で、人口減少や少子高齢化社会、またこのスマートシティということもグローバルで動いて、経済圏も進んでおりますので、やはりこうした新城という縁はあるんですが、そこだけの小さな中で話し合っても、なかなか根本的な話というのはほかにもたくさん、グローバルな話し合いが、中国やアジア圏もありますし、アメリカにもあるという形でもっともっと開かれた状況の中でスマートシティ、高齢化社会というのを話し合っていくというのが有意義ではないかという市民からの指摘があったものですから、そうだなと私も思いまして質疑をさせていただきました。

この中で、会員の負担金、コアメンバーと準会員という負担なしという形のお金というのはここに入っているのかというのを伺いた

いと思います。

○村田康助委員長 森企画政策課参事。

○森 玄成企画政策課参事 最初の御指摘のところ、おっしゃるとおりでございます、新城市はニューキャッスルの都市のみと交流するという狭いものではございません。ニューキャッスルの都市とは深い関係で、当然これまでどおり交流をしまいりますけれども、当然新城市以外の世界とのつながりも絶やすものではございません。開かれた形で、交流を、交流人口をふやしてまいりたい、グローバルな点でインバウンド観光など、今の時期は難しいんですけれども、今後視野に進めてまいりたいという考え方でございます。

御質疑いただきました負担金につきましても、令和2年度の予算に計上させていただいております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 このコアメンバーの負担金は幾らになるのか教えてください。

○村田康助委員長 森企画政策課参事。

○森 玄成企画政策課参事 新城市では40万円を計上させていただいております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この負担金は、新城市だけ払っているのか、ほかの国々、もし負担金払っている国々があれば教えてください。

○村田康助委員長 森企画政策課参事。

○森 玄成企画政策課参事 当然、ニューキャッスルの15カ国17都市の中には、さまざまな形で参加を表明しておりまして、新城市やスイスのヌシャテル市は市役所が関与しているということで、コアメンバーとなっておりますのでございます。コアメンバーには、新城やスイス、それからドイツやチェコと、それからデンマークやカナダ、南アフリカ、イギリスのニューキャッスル・アポンタイムなどでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。で

は、スイス、ドイツ、チェコ、カナダ、南アフリカ、イギリス、デンマークということで教えていただいて、ほかに準会員、負担金なしでいるという国々もあるということで理解していいですか。

○村田康助委員長 森企画政策課参事。

○森 玄成企画政策課参事 そうでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。ニューキャッスルも15カ国あるということで、コアメンバーで入る国もあれば、負担金、コアメンバーではない準会員で参加しているということもあるということがわかりました。

そういう意味で、いろんな精査が大事だということを申し上げて次の質疑に入りたいと思います。

歳出の引き続き、2の1の9企画費、新城公共商社推進事業になります。ページ数は113ページです。

2点ございまして、1点目が1,111万9千円の事業であります、主な内容を伺います。

2点目、委託料（一般分）の762万7千円の委託費の主な内容を伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 ではまず1点目の主な内容につきましては、先ほどの山口委員、丸山委員の御説明と重複することとはなりませんけれども、新城公共商社は、市内で産出、製造、供給されるありとあらゆる物品、サービス、観光資源、未利用資源や遊休地に至るまでをリストアップ、データベース化して、新城産品の新たな販路と市場を開拓するとともに、商品力を高め、まちの稼ぐ力を強化することを目指しております。また、新城市ならではの特徴を生かした商品をホームページやカタログギフトなどを活用し、情報発信していくとともに、他の地域とは異なる商品の開発や観光ツアーなどを立案し、新城市ならではの付加価値をつけていくというものでござ

います。

続いて2点目、委託料の主な内容でございますが、ホームページ及びカタログギフトの作成業務委託、それとマーケティング調査委託となっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

この公共商社の推進事業については、説明をお聞きしましたが、この内容でちょっとわからないのが、ありとあらゆる新城市内の物品だとか、土地も含めて商品になるものということやホームページやカタログギフトとかに出していくということなんです、こちらのほうはイメージとしては楽天とかヤフーネットビジネスのようなことに、ホームページ上はなっていくというようなイメージなのか、そこら辺どういうふうなものなんでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 ホームページ、それからカタログギフトなどのイメージとしましては、今、市のほうでやっておりますがふるさと寄附のカタログギフトのようなそんなようなイメージをもっておりますけれども、次年度の準備会のほうでどういったターゲットを選定するだとか、新城市で商品となる、新城市で生まれる商品、サービスというのは、どういったようなストーリー性があるのかとか、そのようなことも選定基準の中には検討しまして、進めていけたらなということを現在までは考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私が懐疑的なのは、こういった、いいことだと思いますよ、地元のを発信という形で市もサポートしていくということなんだろうと思いますので、いいことだと思うんですが、まだやっぱりそういった商品を発信するのか、こういったものもいいものだよというものは、基本的にはやはり民間努力、やっぱり民間会社の人たちが販売ツ

ールも開拓しまして、それを売っていくというところが健全なビジネスの状況だと思うんですが、その中で本当にこういったこと、稼ぐ力を税金として市がどのような形かわかりませんが、介入をして、この商品いいですよというふうに言っていくということは、非常に税の平等性だとか、あとは公平なビジネスの環境をゆがめていくような危険性もあるのではないかと思うのですが、そういった検討はされているのか、どういうふうな認識があるのか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城公共商社でございますので、まずは市がある程度かかわっていく必要があろうかなとは思いますが、いずれ委員おっしゃられるように、民間で稼ぐ力ですので、民間で稼いでいただくということも想定しておるところですが、具体的な、どこが主体でやっていくのであるとか、進め方などにつきましては、今後検討していく中でそのあたりも詰めていきたいと現在考えておるところでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 やはり商品等は、民間のものでありますので、民間がしっかり売っていくということが基本だと思いますので、そこら辺の線引きをしっかりと、税金の平等性というものを考えてやっていただきたいと思いますが、まず準備会という形をとるとことなのですが、このメンバーは市内の人たちとか、何人ぐらいだとかそういった骨子になるようなものが大体見えているのでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 新城公共商社委員の人数につきましては、8名から10名程度を想定を今、しておるところですが、人選につきましては学識経験者であったりだとか、知識経験者などを含めまして新城市の方を中心にとはなりますが、いろんな分野で御意見を

いただきたいという方を委員になっていただければなということ、今、考えております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 委員が8名から10名人選していくということですが、これも注意していただきたいと思うのが、やっぱり新城はかなり協議会とか賢人会議、福祉円卓会議だとかいろんな会議等々ありまして、非常にメンバーが重なったり、「またこの人、入るとるね」とか、「また協議会が開かれるんだね」とか、そういう形でかなり協議会、会議等が多い、新しくつくっていくという形になりますので、やはりまた同じ学校の先生の名前だとか、また同じ人がここに入っているとか、そういうふうに偏って見られるようなメンバーではなくて、ビジネスの平等性とかいろいろな考え方がありますのでやっぱりそこはゆがみのないような形で、ちゃんとビジネスにのっとった方を考えていただきたいと思っております。

一方で、もう1個視点を変えてまたお聞きしますけど、委託料があるということで、そちらはどこの会社、マーケティング調査委託ということで762万円のもの、ホームページをつくる、カタログをつくるということの中でマーケティング調査委託とありますが、ここはどこの会社というような基準等あるのでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 委託事業につきましては、先ほど申し上げましたカタログギフトやホームページの作成委託であるとか、マーケティング調査を委託させていただく内容を考えておりますけれども、委託先についてここで具体的にどの会社というようなことは申し上げることはできないんですけれども、今後詰めるこの間、仕様などに沿って対象としてその事業を行っていくような事業者に委託をさせていただきたいと思っております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 趣旨としてはわかるのですが、この稼ぐ力、新城のよさを出していくというブランド力を上げていくという事業になるかと思しますので、私、ちょっと矛盾を感じるのが、そうしたのを民間会社に委託をしていたら、本当に新城のよさというのがわかってくれる人なのかなと思うのです。

やはり、こうしたことはこの新城の中の人たち、市の行政の方たちは一番データをもっているものなので、そういったものをわかっているのは市役所の方々だと思いますので、こういったマーケティングではかのどこかの県外の人たちとかの民間調査会社に委託していいのかなと少し矛盾を感じているのですが、そこら辺の動機、整合性というのは認識を伺いたいのですが、伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 マーケティング調査での調査結果、それからカタログギフト、ホームページなどに掲載する商品、その調査の結果や商品そのものを選定をしていくのは、準備会のメンバーの方になろうと想定はしておりますけれども、調査委託につきまして、例えばマーケティング調査であれば、定量的な調査としましてウェブ調査であるとか、インターネット上の調査を、調査手法を委託するであるとか、それから定性的な調査としましては、いろんなイベントなどでの直接聞き取るような調査を考えたりとか、それから得られた結果を準備会の中で検討し、商品に反映をさせていくということを、今は想定をしておるところでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 またぜひ、新城の主体性とか、そういったものを大事にさせていただいてよくよく税の平等性等も注意しながら検討していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

次の企画費の若者が活躍できるまち実現事業について伺います。ページ数は115ページ

であります。

4点あります。1点目が1,520万3千円の事業の内容になりますが、主な内容を伺います。

2点目、非常勤特別職報酬として93万5千円の主な内容を伺います。

3点目、報償費として260万9千円の主な内容を伺います。

4点目、費用弁償として239万7千円の主な内容を伺います。

○村田康助委員長 森まちづくり推進課長。

○森 玄成まちづくり推進課長 1点目の1,520万3千円の事業の主な内容でございますが、3つの事業となります。1つ目が若者議会の運営に関する事業、2つ目が若者総合政策の実施に関する事業、3つ目が令和元年度の第5期の若者議会からの答申に基づき実施する事業でございます。

1つ目の若者議会の運営に関する事業につきましては、第6期若者議会の開催や若者議会ホームページの維持管理費、年度末には第7期の若者議会の委員募集などの経費806万7千円を計上しております。

2つ目の若者総合政策の実施に関する事業につきましては、25歳成人式、若者ITチャレンジ講習、防災キャンプの開催、若者チャレンジ補助金の実施などの経費365万7千円を計上しているところでございます。

3つ目の第5期若者議会からの答申に基づき実施する事業では、今年度答申のありました企業、観光、情報発信、これら3つの提案された政策を実施するための経費347万9千円を計上しております。

2点目のお尋ね、非常勤特別職報酬としての93万5千円の主な内容につきましては、若者議会の全体会に出席する委員への報酬と若者チャレンジ補助金審査会、この審査委員の報酬となります。

3点目の報償費として260万9千円の主な内容につきましては、若者議会をサポートす

る市外委員、メンター市民並びに若者議会委員への報償でございます。若者議会委員におきましては、検討するテーマごとに分かれて開催する委員会に出席した謝礼となります。

そのほかには、若者議会の会議の際託児サービスをする経費やワークショップをする場合の講師への謝礼を計上しております。

4点目、費用弁償としまして239万7千円の主な内容につきましては、若者議会の委員や市外委員、メンター市民への会議出席に対する交通費、また検討テーマに関する参考事例を調査するための旅費、若者のまちづくりに関する全国フォーラムなどへ出席するための旅費を計上しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。いろいろな会議や25歳成人式、若者チャレンジ等も入っての1,520万円という事業で理解をさせていただきました。

若者議会のほうでは、さまざまなメンター市民とか、あとワークショップ開催の費用だとか、会議の交通費等々費用があるということで理解をいたしました。わかればいいんですが、若者議会の会議というのは年間大体どのぐらい開催されているものなのか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 森まちづくり推進課長。

○森 玄成まちづくり推進課長 若者議会につきましては、全体会がおおむね15回程度でございますが、それぞれのテーマごとに分かれて議論します委員会につきましてはそれぞれ20回を予定しているところでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 年15回、また委員会は20回ぐらいということなのですが、そういった会議の中で委員会20回とかを含めても毎回毎回交通費の負担だとか、委員への報酬等が支払われるというイメージでよろしいでしょうか。

○村田康助委員長 森まちづくり推進課長。

○森 玄成まちづくり推進課長 現在、参加

していただいた会議につきましては、報酬または報償費、それから交通費を支給しておるところでございますけれども、それ以外の活動、例えばある大学に呼ばれて若者議会の発表を新城市のPRをしてくださいといったときにつきましては交通費のみ、報酬や報償費がないというようなときもございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 わかりました。私もね、若者の声を聞くということでもいい事業だとは思いますが、そういう中で市民のほうからは、いろいろな会議等も多いし、またいろいろな人数も本当に適正かどうかと言われているんですが、この予算を上げていくときにもうちよっと数を減らすとか、メンターの市民を少し減らすとかもう少し、予算が少ない中で全ての事業ですので、やはり聖域なき事業の削減だとか、よりよくしていくというようなことで、メンター市民とかそういったものをもう少し少なくしていくと、会議も含めて少なくしていくというような検討はされているのかどうか伺います。

○村田康助委員長 森まちづくり推進課長。

○森 玄成まちづくり推進課長 御指摘の点につきましても、当然若者議会の内部でPDCAのような形でチェックをしております。果たしてこの会議の回数でいいのかとか、あるいは報酬についても自分たちはこういうお金のためにやっているわけではないので、実際にどうなのかとか、あるいは社会人の若者議会の参加率がまだ低くて、高校生のほうが多いんですけども、そういった中で社会人の方に参加してもらうためには報酬のあり方はどうかとか、今現在若者議会の当事者で検討しているところでございます。

当然、御指摘のような視点で若者議会のさらなるバージョンアップということは日々しておるところでございますし、事業の削減につきましても、かなり担当課と踏み込んだ議論をしております。若者が提案するから

100%いいだろうということではなく、市民の方により理解のある、理解の得られる提案を日々真剣に考えて、若者らしく検討しているところがございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。ぜひ、そういった断続的な振り返りや課題等によりよくしていただきたいとは思っておりますが、こうした意見をもらったのも、市民から前の前の若者議会の提案なのですが、バブルサッカーというものがあってそこら辺が結局人数が集まらなくて、80万円か70万円でそろえたセットがもう使われていないということで、本当にこうした事業が要るのかと、毎回検討しているのか、意義あるものなのかということを部内でも検討しているのかという声があったものですから、そういう立場で質疑をさせてもらっております。

そういう中で、やはり限りある資源でありますので、ここでしっかり確認をしてとっていただきたいと思いますが、最後に一言お聞きするんですが、やはり若者議会という形で若者も高校生が多いことで喜ばしいのですが、なかなか若者議会の若者も今少なくなって、なかなか募集をかけても入ってきていないということも聞きますので、そういった若者ということであれば、私自身はやはり消防団の若者も、今、地域に本当に頑張って、最前線で消防団の若者がよく地域のことをわかっています。この消防団の声というのもやっぱりコラボして、そういった若者というくくりで十分こういった若者議会等に入っていくということが必要なのではないかと思います。

というのは、消防団の若者の方からお聞きすると、やっぱり僕は若い中で、この地域が好きなんだと、新城が大好きなんだというところで活動していると。でも、なかなか人が集まらないんだと。でも、そこにいろいろな制約や家族との制約もあってなかなか理解もされていないという、その新城で頑張る若

者の消防団の方の苦悩をお聞きしましたので、やはり若者議会という場所は若者の主体性が問われますので、やはり消防団の若者の声やメンターのなものでもいいだろうと思いますが、消防団の若者の声も実現していくような状況を広くとって検討していただくという意見等もあるのですが、そこら辺も今後、今回上げる中で検討したところがあるのかどうか、伺いたいと思います。

○村田康助委員長 森まちづくり推進課長。

○森 玄成まちづくり推進課長 前半の募集してもなかなか集まらない点につきましては、これで今5期生、来年度6年目ということになりますけれども、年々人数も増えておりまして、5期生につきましては定員オーバーということで書類審査の中で20人の若者議会のメンバーが確定したところがございます。

若者へのどうやって周知をしていくかという中での1つの大きな鍵が口コミというところがあるのかなということで、若者議会経験者が新しく若者議会のメンバーを勧めてくれるというところが功を奏しているところもございます。引き続きそういった点でもつなげてまいりたいと思います。

一方で、御指摘の消防団の声につきましては、確か2年前の若者議会からも提案があったかなということで消防団のあり方や消防団の声というのはしっかり若者議会の中でもアンケート結果をまとめたことがございます。まとめたからいいということではなく、今後も委員御指摘のような視点も持ちながら、来年度の若者議会の主体性を尊重しつつ、進めてまいりたいと思います。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。どうかいろいろな御意見等聞いて、ブラッシュアップをしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

次の2の1の12路線バス運行費、高速バス運行事業について伺いたいと思います。

121ページ。

1点目、3,807万5千円の事業費になりますが、主な内容を伺います。

2点目、広告料の80万円の主な内容を伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 それでは、1点目から順次お答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、高速バス運行事業の事業費の内容につきましては、地域間幹線系統確保維持費補助金申請等に係る打ち合わせ及び藤が丘や長久手市でのPR活動に係る旅費が2万4千円、PRのためのポスター及びチラシの作成に係る印刷製本費が26万7千円、もつくる南バス停に設置した電灯に係る光熱水費が3千円、名古屋圏での新聞広告掲載に係る広告料80万円、高速バス運行委託料3,698万1千円となっています。

2点目でございますが、広告料につきましては、名古屋圏からの観光客誘客による山の湊号の利用促進を目的とし、名古屋圏における年4回の新聞広告の掲載を予定するものがあります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それでは、再質疑をさせていただきますかと思えます。

まず、この高速バス事業なんです、高速バスの始まっていく中での乗車目標というのは1台当たり何人だったのでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 こちら、新城市高速バス運行事業検証結果のほうでお示ししたとおり、1ページでございます目標ですが、新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略においては乗車数が1日当たり120人、新城市地域公共交通網形成計画においては、乗車数が1便当たり20人程度としております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういう形で1日120人を

目標に、また1便当たり20人程度ということで、大体23人、24人と発言が前あったと思いますが、こちらのほうはどういう積算の根拠で目標をこの20名、23名を設定したのか伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 これにつきましても、検証結果の中に書かせていただいておりますが、収支均衡を目標としてまして運賃で割り返した人数ということでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 収支均衡でということなので、まず黒字ベースにするには大体1便当たり20名程度、24名、25名乗れば目標を達成すれば収支均衡として黒字、赤字なくてぎりぎりの線だという形で目標設定ということでしょうか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 そのような設定がされていると理解しております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ということなんですよね。ですから、やっぱり市の目標がそもそも収支均衡、黒字を目指すという形で1便当たり24名以上乗ればいいんだという目標で始まった事業だということでお伝えさせていただきます。

そういう形で、赤字、黒字を目指していくという形でこの事業が始まって、目標も決まっていたんですが、結局最終的には今1便当たり、6人から7人という実態状況ということでしょうか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 毎月、委員の皆様にお示ししておるとおり、おおむねそれぐらいの人数になっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういうことで、非常に赤字黒字みれば本当に赤字の状況だと。この赤字、黒字の設定を市が黒字化するには20名と

ということで設定に全く届かないという事業になります。

もう1つお聞きしますが、国の補助金が入っておりますが、この国の補助金、一番初め始まったときは事業の中で約6千万円の地方創生加速化交付金で入っていたと思うんですが、今は幾ら国費、地方創生推進交付税、交付金に変わったと思うんですが、幾ら入っているのか伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 地方創生加速化交付金から地方創生推進交付金に変わったわけではございませんので、まずその1点御理解をいただきたいと思いますが、当初バスを購入して運行委託を始めるイニシャルコスト、初期投資の部分につきましては地方創生加速化交付金の対象になるということで、全額そちらのほうで賄われております。

それから、その後運行経費につきましては、この加速化交付金が適応されないということで、ただしPR活動等につきましては地方創生推進交付金が適応されるということで使われております。地方創生交付金につきましては、平成29年度の決算額が、資料でもお出ししておりますが8万70円、それから平成30年度の決算額では24万8,758円ですね、令和元年度につきましてはまだ決算が出ておりませんのでそういうことになっております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 つまり、私が言いたいのは本当にほとんど国の補助金がなくなっているということなんですよ。初め6千万円もらえたものが今は8万円、そして24万円ということでありまして、事業費自体は3,800万円以上の事業費の中で、国の割合が占める補助金はたったの24万円か25万円ということで、あと全ては市費で賄っているということで、本当にこれ事業を進めていいものなのかということが、今、問われていると思うんです。

私、本当に、今新城市というのは人口が減

少してて、消滅可能性都市と言われているんですよ。そういう中で、本当にこれ費用対効果含めて必要なのか、私、ほんと不安になるし疑問なんです。市民の人に聞いても、やはり1台当たり6人しか乗らないような状況で、また市税や今回のコロナウイルスのコロナ不況だと言われている経済が本当にがたがたになる中でこの3,800万円の高速バスを続けていいのかということが問われていると思うんですけど、そこら辺の市の考え方、認識を伺いたいと思いますがどういうふうに考えて、これをまた継続しようと思ったのでしょうか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 これをるる説明させていただいておりますが、検証結果等踏まえまして総合的に勘案して継続という判断に至ったということでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 総合的に判断したという本当に都合がいいというか、利用がしやすい言葉だと市民は思うと思います。

その中で、総合的に判断といいますけど、やっぱりその総合的な判断というのは幾ら聞いても資料が出てこなかったり、こう言えばああいう、こっち言えばいやいやこういう観点という形で、結局市の考え方を通したいとしか、やっぱり思わざるを得ないと思うんです。市民の方からも廃止してほしいという署名が1,700筆以上、1週間という短い間で出されるということも、市民の会の方に聞けばそういう声が出ているということで、私はその立場で質疑をしているということなのでよろしく願いいたします。

広告料80万円のことをお聞きします。こちら、名古屋のPR、チラシの折り込みの料金ということでよろしかったでしょうか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 折り込みではございません。新聞の中に紙面を一部買い取

って、そちらに広告を載せるものになります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 こんな事業、ありますか。一市がやる事業に対して、新聞の中の切り抜きの中でこの広告を入れるというそこまで押し出しをさせるような広告料金、僕、要らないと思うんです。Sバスだってそんなことしてないけど、走らせている。ほかに福祉とか、そういったことだってやっている。そういう中で、6人しか乗らないようなこの事業に対して、広告料ほかの3年間分を見れば500万円、600万円かけてやっているけれども結局6人、7人しか乗らないわけですよ。そんなところに、またこの広告料80万円を追加していく。本当にそんな余裕があるのかなというところなんです、新都市に。これから大変な状況になるというのにね。だから、皆さんはおかしいのではないかとやっているということを重ね理解してほしいと思います。

それでは、そこを踏まえてお聞きしますが、今回そういう中で、毎年3年間のうちに分析、検討委員会というのは部内でやったのかどうか、伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 部内で検討委員会というのは私どものほうから特にお話をさせていただいたことはないと思うんですが、内部検討という形はさせていただいております。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 つまり、私が言いたいのは毎年毎年この事業に対して、何人乗りました、幾ら精算金、赤字がありました。これではいけませんねと、ではここをPRでこしは人数を増やすためにこうやっていきましょうとか、そういった戦略会議というか、それを毎年毎年1年目にやった、2年目にやった、3年目にやった、こういう区切り区切りでやって、次に次にと生かしてきたのかと、そういうことをやったのかということをお伺い

す。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 公共交通対策室としますと、地域公共交通会議というところがございますのでそちらで実績等報告しながら、御意見をいただいているということになります。まち・ひと・しごと総合推進会議につきましては、年に1回会議で全体の事業の1つとして検証をいただいているという状況でございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 そういった形で、例えやったとしましょう。やったとした結果、3年間で7人、6人しか乗らなかったということで、結局ポテンシャルも何もないということなのではないんでしょうか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 これまでのやってきた活動自体で、まだまだ至らなかったところ等反省も踏まえて書かせていただいたのが、解説としてつくらせていただけてますが、そちらが検証結果になります。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 1年ごとやってきたという話なんですけど、それは本当なんでしょうか。議事録を出せといても、結局こういった私たちのところには出してないわけでありまして、また専門家の先生、名古屋大学の先生、交通対策の先生の言った御意見の議事録を出せといても出してくれませんよね。その議事録は残っているのでしょうか。なぜ出してくれなかったのでしょうか。それがなければ検討、本当にしたのかどうかわからないんですが、そこら辺の見解を教えてください。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 地域公共交通会議につきましては、全てホームページで議事録等公開させていただいております。

また、専門家の御意見につきましては専門の方から聞いた御意見をそのまま掲載してい

ることですので議事録等があるものではございません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 私が思うに、やはり誠実に向き合ってほしいと言いたいわけであります。

この事業がなぜ継続になったのかというところの検証が、ほとんどわからないわけですよ。そこで疑問だから、資料を出してくださいと言ってもなかなか出ない。大事な議事録等も入っていると思うから出してくださいと言ってもこれも出ない。そういうふうな不誠実な対応をしているから指摘をしているわけです。納得ができないわけです。ちゃんと堂々とこれこれこうですと、資料も出していただければ納得するんですが、それが出ないから私たちは疑問に思っているということを基本において、議論に参加していただきたいと思えますが。

それでは、検証結果のことを聞きますが、長くなりますので最後のことを聞きます。市が出してきたこの1月30日の新城市高速バス運行事業検証結果の内容の中の今後の方針について、14番です。そこのところを読みます。「③マーケティング調査等で示される利用促進策の展開や経済効果などの効果測定結果を精査した上で運行についての可否の判断をする必要がある」と書いてあります。

マーケティング調査、いつ出ますか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 マーケティング調査につきましては、工期が3月25日になっておりますのでそれまでに出てくるということですが、マーケティング調査等で示される利用促進策の展開ということで、これには当然専門家の御意見やこれまで検証してきた内容を踏まえた上で可否の判断をするということ、市としては3年間の継続ということ、ここでも、この検証結果の御説明のときでもさせていただいたとおりでございます。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 それが不誠実だというんです。だって、マーケティング調査等で示される内容等を見て、そこを見て可否の判断をする必要があると書いてあるじゃないですか。マーケティング調査の資料は、3月25日にならないと出ないですよ。山口委員もおっしゃいましたけど、この3月定例会は3月19日で閉会してしまうのです。私たち議員18人はこのマーケティング調査の結果を知らないうちに判断をし、賛成か反対をして3,807万円もの大きい、ほんとうに、税金ですよ、これマーケティング調査の資料もなしで判断なんかできないじゃないですか。そこが不誠実ではないですかと、私たちは言ってるんですけど、なぜこのマーケティング会社の方の調査を3月25日にしたんですか。19日前に出すようにと言ったんですか。出してください、そういうふうに変更してくださいよ。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 工期につきましては、今のところ変更する予定はございません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 本当に真面目に、二元代表制を尊重して、対等な立場でこの議論、やるつもりはあるんでしょうか。私、甚だ心配になってきました、議会制民主主義が。

私たち委員は、1円でも無駄遣いしないよというところで一つ一つの審議、真剣に向き合っています。そこには資料がなければほとんど全ては当局側にあるんですから、税金で使った当局側の資料は全部私たちに提供して、そこでいい、悪いを判断したいんですよ。二元代表制にのっとったらちゃんとマーケティング会社の調査は、3月定例会中には出してもらうという契約をしなくては話にならないですよ。不誠実きわまりないと、私は言いたいと思います。

やはり、市長はポテンシャルが高いとか、あとこれは非常に経済的にいいとかおっしゃ

っていますけども、大事なマーケティングの、第三者の調査が出ない以上は、これは本当にそうなのか、私は不審が市民のみんなに広がると思います。やはり、このマーケティングの調査を出すべきだと思いますが、しっかり出すようにやっていただけるか、誠実な答えを聞きたいために再度聞きますが、そういった考えはあるか伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 工期を変更する予定はございません。

○村田康助委員長 浅尾洋平委員の質疑が終わりました。

~~~~~  
この際、しばらく休憩をとりたいと思います。午後3時25分から再開します。

休 憩 午後3時11分

再 開 午後3時25分

○村田康助委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
次に5番目の質疑者、澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、歳出の2の1の9企画費、みんなのまちづくり基金積立事業、ページは111ページです。

毎年200万円ほどを積み立てる理由と今後の利用計画をお伺いします。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 本予算については、みんなのまちづくり基金から発生する利息を基金に積み立てする事業であり、現在の基金から発生する利息が約200万円となります。

今後の利用計画については、基金処分要領に定める充当事業で、1つ目は地域の振興及び連携強化に関する事業として、地域自治区に関する事業や市民自治の推進に関する事業及び住民組織や市民活動団体が行うまちづくり事業です。

2つ目に地域資源を有効活用し、地域の活性化に資する事業としまして、地域に根付いた伝統文化の保存継承に関する事業や魅力的で個性のある地域を創出するイベントの開催事業などに充当をしていく予定でございます。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 これは、みんなのまちづくり基金、この積立金の利息だということでお聞きしました。

これ、今現在のみんなのまちづくり基金の金額は幾らあるかというのを教えていただけますか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 令和2年度の事業としまして、基金については2本に分けて積み立てをしておるわけですが、1つ目が平成31年4月11日、昨年4月からこの令和2年4月13日までの期間のものが8億5,500万円、そこから生まれる利息を計算しております。それともう1本が、期間が令和元年10月7日から令和2年の10月7日までの期間のもので、こちらが5億2千万円となっております。合わせますと13億7千万円余りの基金という形になります。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 このみんなのまちづくり基金は、平成18年と平成24年に合併特例債を利用して10億円ずつためた事業だと思いますけれども、大切に使用していただきたいと思えます。

これで終わります、次に参ります。

2の1の12路線バス運行費、高速バス運行事業、121ページです。

質疑のほう(1)この事業の目的は。

(2)事業の内訳明細は。

(3)事業の見通しをどのように判断をしているか。

以上、3点お願いいたします。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 それでは、3

間いただきましたので順次お答えさせていただきたいと思っております。

1点目、この事業の目的はについてでございますが、本事業は、新城市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられており、新東名高速道路新城インターチェンジ開設等のアクセス向上の機会を生かし、高等教育機関や大企業などが集積する名古屋市への通学・就労と、名古屋市からの観光などに利用可能な新公共交通環境の整備を行うことを目的としております。

2点目の事業の内訳明細についてでございますが、高速バス運行事業の事業費の内訳につきましては、地域間幹線系統確保維持費補助金申請等に係る打ち合わせ及び藤が丘や長久手市でのPR活動に係る旅費2万4千円、PRのためのポスター及びチラシの作成に係る印刷製本費26万7千円、もっくる南バス停に設置した電灯に係る光熱水費3千円、名古屋圏域での新聞広告掲載に係る広告料80万円、高速バス運行委託料3,698万1千円となっております。

3点目の事業の見通しをどのように判断しているかについてでございますが、本事業の今後の見通しにつきましては、まず地域間幹線系統確保維持費補助金の採択を受けられるようにすることが大変重要なポイントであると認識しております。そのためには、安定的な利用者の確保と利用促進策を強化し、令和2年10月から令和3年9月までの輸送量等の実績を確実なものとしていく必要があると考えています。

また、安定的な利用者の確保と利用促進のためには、新城市高速バス運行事業検証結果に記載した専門家意見などを参考に、マーケットに届けられるPRや利用促進策を展開していくことで、今までよりも成果を上げることが出来るものと考えております。

地域間幹線系統確保維持費補助金を確保して利用者を増やしていくことは、市の財政負

担を軽減させるだけでなく、経済的な波及効果、すなわち市外からの観光客等による市内への資金の流入も期待できます。さらに、若者たちが新城に住みながら通学可能となることで、家計への負担軽減にもつながるものと考えています。

令和2年度以降、まずは3年間の事業継続を考えておりますが、これら補助金の確保、利用促進策の成果、経済的な波及効果などを分析し、毎年度事業評価を行いながら事業の可否を判断していく予定です。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 申しわけないです。また同じ内容をお話しさせていただいて申しわけなかったです。それでは、(1)から順番に再質疑をさせていただきます。

この事業目的については、当初平成28年の3月の契約時からこの内容については新城市に住みながら名古屋圏に通勤・通学、そして観光、それから交流人口の増加、それは変わってないんですね。

それから次に行きます。(2)事業内訳明細は、これはことしの2月5日に議会のほうにも示していただいた数字があったんですけども、その中でまた再質疑をさせていただいたんですけども、それでもわからなかったことをお聞きしたいと思います。

まず、私の質問で、資料10というところで、162万円のラッピング代、これは緑のバスのほうですけども、こちらのほうが金額が落ちていたということで差し替えをさせていただきました。これは、平成28年の7月25日に豊鉄のほうに支払われた金額なんですけれども、これについて事業外の支出の中にも同じく緑のバスというのがあるんですね。資料⑦ですね。⑦のところには162万円、これは横に緑色のバスと書いてありますけれども、これは重複しているような気がしますし、さきに言いました支払った時期が平成28年の7月25日というと、まだ赤くラッピングしたバスのほう

が用意できなくて、仮のバスとして緑のバスを運行させていたということがあると思うんですけども、そうしますと日にち的にこの162万円の内訳が変わってくると思うんですけども、その辺をお答えください。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 まず、御指摘いただいたところで、資料の10、資料要求していただいたところの添付資料の10になります。一番左側に平成28年度でラッピングで162万円ということで挙げさせていただいております。これは、あくまで豊鉄バスへ払った額総額のものをこちらに掲載させていただいております。

7番については、お題のところがございますが、運行経費以外の費用のまとめということで、これを緑のバスのラッピングを運行経費ととるかどうかというところの捉え方でございますので、それぞれで上がってしまったので少し混乱を招いてしまったかということで申しわけございません。内容としてはそういうことなのですが。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 これはたまたま金額ではなく、計算の仕方が重複してしまったという、ただそれだけということですね。

そうしますと、赤いバスのラッピング代というのはどちらのほうに。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 赤いバスのラッピングにつきましては、バス車両の購入を当時しておりますので、その中にラッピングの費用も含まれた車両価格になっております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そういったことで、数字は正直ですので、やはりこういったものの説明については間違いのないように伝えていただかないと、信頼性の面でどうしても劣ってきてしまうということがありますので、その辺はやっぱりこちらも真剣にチェックをしてい

るわけですので、よろしくお願いいたします。

それから、前にもお話をしたんですけども、償却費、これは償却費が載っていますが、この償却費とは2ページの資料要求したもののなんですけれども、ここの中に平成28年度から平成31年度の別見積もりという形で載っているんですけども、この償却費について教えてください。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 償却費についてですが、こちら路線運行をしていくに当たりまして不測の事態を想定して、必ず予備車両1台を確保しなければならないということとなっております。

また、万一でございますが、これ豊鉄バスに確認をとった内容になるのですが、万一本来車両と予備車両が整備、事故、故障などが重なってしまって、両車両とも使用できなくなる場合が絶対には言えませんものだから、その対応として豊鉄バスとしては、豊鉄バスが自社自ら運行しております新宿線だとか、京都線、こちら的高速バス2路線ございますので、そちらの2路線の本来車両と予備車両含め、この緑のバス入れて合計3路線で5台ですね。赤いバスは市のほうで出しておりますので、これらを除いた5台を相互の予備車両という登録をして行っているということでございます。

この予備車両、相互間で予備車両の登録をしている5台のバスの償却費、これを総額を5で割って、うち1台分を計上していると話を聞いております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 では、当初契約時から、これは予備車両が必要である事業であったということですね。

それから、今回このラッピングをしている緑のバスですけども、この耐用年数、これは何年、初年度登録なのか教えていただけますか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 これまで使っておりまして緑のバスなのですが、平成15年登録のバスだそうです。ただ、こちら老朽化してまいりましたので、令和2年2月28日から豊鉄バスが自社で購入しております平成18年度登録の別車両のほうに変更しているそうです。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 では、こちらのバスは、そうですね、もうほんとに17年もたってしまっているということで市民の足として使うのであれば、やはり安心、安全を届けられませんか、こんな古くてはね。それを考えれば、変更するのは当然だと思いますけれども、これを今まで使っていたわけですね。

それから、もう一つはラッピング、これはもうこちらのバスを使わないということになるとラッピングのほうはどういう形になるのでしょうか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 こちらについては、現在走っていただいているのを見ていただければですが、ラッピングを特に今しておりません。今後、事業を継続していく中で、豊鉄さんがラッピングを考えられて行われるかどうかについては、まだ私ども返事はいただいておりますので、今、お答えできるものを持ち合わせておりません。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 このラッピングについては、当初市は動く広告ということで、結構押してたと思うんですけども、これなくなればその意味がなくなってしまうですね。その辺はどうなんでしょうか、市として。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 また、それにつきましては豊鉄さんと話し合って今後の方針を決めていこうと考えております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 この話、5台を予備として、予備のバスを用意していたということは、今まで話に出てましたかしら。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 これは、あくまで予備車両としての登録を運輸支局、国のほうに出さないといけないものですから、相互に万が一のことを考えて登録をしているということとして、緑のバスが実際に新宿線とか、京都線を走るということは実態としてないと認識しております。

また、京都線や新宿線のバスが予備車両として使われたことはないと認識しております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 今、びっくりしてしまったんですけど、予備車両がそういった形で出しているのを知らなかったのと、あとこちらの予備車両についての車検代とか、そういった整備についてはどのような形で処理をしているのでしょうかね。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 そちらについては、先ほど言ったように車両については、済みません、確認をとれておりませんが、償却費についてはそのようにプールにして、どの車両が万が一行うことがあってもいいようにということで5台で割り勘していると伺っております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 では、今後もこの体制、5台の予備車両としてやっていくということでしょうけれども、市のほうへ何を、どの車両を使うかという、何年式の、今回もそうですね、緑のバスがこんな古いバスだと思わなかったんですね。やっぱり、安心、安全を届けるためには、その辺の管理というのがすごく必要だと思うんですよ。人を乗せて走るわけですから。市としての責任というのがあるわけですね。

あとは、この予備車両についてもふだんか

らほかに使っているバスなのか、この予備車両としてそこに置いてある車両なのか。そうしますと、車検代だとか任意保険代とか、大きいバスなのでね、結構経費に係ると思うんですけども、その辺の内容については豊鉄バスからの提示、そういったものはあったんでしょうか。こういう車体が予備車両としてありますよという提示はされているんでしょうか、あと保険が入っているかどうか、その辺のことについて市への報告というのがあったのかどうか教えてください。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 まず、新城、名古屋藤が丘線につきましては、道路運送法の第4条に基づく許可をとっておりますので、これは豊鉄バスがとっております。その中で、国の認可、路線の認可をもらうために必要な情報としてそれらの要件を整えているということでございます。

市とすれば、そういったものをひっくるめた形で委託ということで運行をお願いしておりますのでその辺を御理解いただければと思います。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 御理解といたしても、現にラッピングした緑のバスがもう17年もたった、通常ですとこのバスというのは大体10年ぐらいですよ、使えるのは、耐用年数、前に調べていらっしやらなかったから曖昧でしたけれども、その後耐用年数とかその辺のことお聞きになりましたか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 豊鉄バスに確認したところ、大体10年から15年ぐらいが1つの目安ということで伺っておりますが、ただ走行距離だとか、いろんな諸条件によってできる限り、やはり向こうも事業者ですので、安全が確保できる中で車両が使える年数はしっかり使っていくということだと思います。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 この緑のバスの件ですけれども、私が市に行きまして耐用年数どうかということをお聞きして、直後に違うバスが走っていたので、ひょっとしたらもう耐用年数も来てるのでやめたのかなと、逆に私、察したんですけれども、やっぱり管理の部分では、しっかりと市は対応しておかないと、幾ら委託をしたといってもこの17年のバスが走っていたわけですね、実際に。それで、言った、そしたら2カ月ぐらい、たつてなかったかな、もうすぐにその車両はやめて、ほかのバスが走ってますね、今ね。

そういったことが、いろんな事故につながっているだとか、信頼だとか、皆さんの安心、安全を守れないということはよくないと思うので、やっぱり今後のこともありますし、その辺のことをしっかりと検討してほしいと思います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 今回については、豊鉄バスからちょうど車検のタイミング等で大分老朽化をしてきたので、偶然このタイミングで廃止となったということでございます。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それから、この事業の内容ですけれども、私、去年の12月の一般質問の中で令和2年3月31日で契約が満了すると。大丈夫なんですかと言ったことがあるんですけども、覚えていらっしやいますか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 はい。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 そうなんです。そのときはもう別にそんなに焦ることもなく、大丈夫ですね。あと半ばにはそういった結果が出せませんからということだったんですけれども、結局はこういう状態なんですね。やっぱりこれだけのお金を使うわけですから、しっかりと議論をしなければならない。そして、検証も

しなければならぬということとは当たり前のことなんですね。それができなかつたということは、本当に大きな失態だと思ふんですよ。

それで、数字のほうもあやふやであつたりとか、すぐに出なかつたりとか、質問に対して真摯に受けとめてこちらのほうに伝えてくれるということもなかつたものですから、やはりこういうところから信頼感というものがなくなってくるわけなんですね。

それから、やはり先ほど、長くなりますし、前の委員の方たちも質疑など重複する部分がありますのでいいですけども、次に行きますね、もうね。

最後言われていましたマーケティング調査等というあのところについては、私は本当に異議があります。たくさん調査を踏まえて、これだけの予算ですのでしっかりと調査すべきなんですね。しっかりと判断すべきなのに、等だからほかのことで判断するからいいんだなんていうこういう答弁、私、怒れましたね、本当に。誠意がないと思ふんですよ。担当の方など本当に大変だと思ふんです、わかります。見ててわかりますし、かわいそうと、本当にかわいそうだと思ひました、私。

でももう、こうやって予算がしっかりと検討しなくてはいけないのです。しっかりと、3月25日に出てきたマーケティング調査を踏まえてどうするかということを書いてありますね。「マーケティング調査等で示される利用促進策の展開や経済効果などの効果測定結果を精査した上で、運行についての可否の判断をする必要がある」もう、ここに尽きると思ふんですよ。

これで終わります。

それでは、次、2の3の1戸籍住民基本台帳費、コンビニ交付推進事業、157ページ。

(1) 事業において予想されるトラブルは。

(2) 利用者の増加目標は。

以上、お願いいたします。

○村田康助委員長 伊田市民課長。

○伊田成行市民課長 それでは、1番の予想されるトラブルはということですけども、本市において平成30年の7月から始まりましたコンビニ交付ですが、現在のところ大きなトラブルは発生しておりません。全国的にも発生したという事案は確認しておりませんが、今後予想されるトラブルとしましては、自然災害等による停電等により、証明書の発行ができなくなる場合があることが考えられます。

次に、(2)の利用者の増加目標はということでありますけれども、先ほど山口委員の答弁と重複するところがありますが、まず実績としましてコンビニでの交付件数は、平成30年度は9カ月間で318件、全体の証明書の交付が3万8,487件でしたのでコンビニでの交付率は0.8%でした。令和元年度は1月末現在の10カ月間で547件、全体の証明書の交付が4万639件でコンビニでの交付率は1.4%、令和元年度末までにコンビニでの交付見込み件数は約650件となります。

令和2年度にはマイナポイント普及等個人番号カードの取得の増加が見込めるため、コンビニでの交付率を2.5%と見込み、年間の全体の証明書が約4万8千件で、コンビニでの交付見込みは1,200件と、本年度より約550件の増加を見込んでおります。

また、今後、個人番号カードのさらなる普及拡大が見込めるため、近い将来コンビニでの交付率は20%を、交付件数は1万件を目指して市民に周知してまいりたいと思っております。

○村田康助委員長 澤田恵子委員。

○澤田恵子委員 それでは、(2)番のほうは山口委員の質疑への答弁で重複してしまって申しわけございませんでした。

(1) この事業において予測されるトラブル、これ自然災害とかそういったものに対する心配はあるということで、これについてもやはり万が一のときというそういったものを今後考えていっていただきたいと思ひます。

これで質疑を終わります。

○村田康助委員長 澤田恵子委員の質疑が終わりました。

次に6番目の質疑者、小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、歳出2の1の9企画費、広域行政事業、111ページです。

ドローンを活用した事業とのことだが、詳しい事業内容を伺います。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 この公益行政事業の中の各種負担金が幾つかございますが、その負担金の中でドローンに関して負担金を計上させていただいているというところがございますけれども、新年度、新たに正式な官民推進協議会を豊川市等と一緒に設立をする予定でありまして、未来技術の社会実装を通じた地方創生の深化を図り、ドローン・エアモビリティに関する新産業の集積を初めとする地域経済の活性化及び地域課題の解決に向けた取り組みを推進していく予定でございます。

具体的には、今後設立する新しい協議会で検討をしてみたいと思いますが、豊川でつながり、海・山・都市がコンパクトに集積している両地域で、未来技術を活用した地方創生の取り組みを進め、地域の稼ぐ力を含めた労働生産性の向上という課題の克服を柱とし、産業の活性化を図ることを目指して、ドローン活用官民連携推進協議会への負担金を計上し、準備を進めていく予定でございます。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 では、再質疑します。

豊川市と連携していくということなんですが、新城市からはこの協議会にはどういった方が参加されるのでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 現在の、仮称ではございますがその推進協議会、東三河ドローンリバー構想推進協議会という仮称の名称ではございますけれども、そちらに参加をする

メンバーとしましては、地域経済界の方、及びまちづくり団体の方、私たちのような地域の自治体、それから民間の事業者、ドローンやエアモビリティ関連の企業に会員になっていただくようなことを想定しておりますところでございます。

今年度まで、検討準備会というのを組織しておりますので、準備会の中では、新城市のドローン協会であるとか、奥三河ビジョンフォーラムであるとか、新城市からは参加をいただいておりますので、新年度の推進協議会につきましてもそうした方々を想定しながら準備を進めていく考えであります。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 各種団体の方とか自治体のメンバーが入って一緒に協議をするということなんですが、先ほどこの新産業の集積、地域課題を解決するために行っていくということだったんですが、主にこういった分野とこういった分野とこういった分野を進めていくんだというような新城市の思いというんですか、それはもって出向くとは思いますが、そのあたりどうなのでしょう。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 小野田委員がおっしゃられるように、この地域の課題として捉えているものとし、今年度までに新城市、豊川市双方で行政課題も含めて、地域課題というのをピックアップをさせていただいておりますけれども、分野としては例えば、物流であるとか、それから農業、林業であるとか、災害への対応、教育も含めてそうした分野について、この地域で課題としているようなところを何とか対応していきたいなということを考えています。

例えば、物流の分野でいいますと、高齢化が進むような過疎地域の、例えば移動手段の確保であるとか、資材の運搬なども含めましてそうしたものの効率化が何とかできないだろうかとか、それから緊急物資輸送などと

というのが地域課題としてありますので、そうしたところにまずは市の施設などを活用して、道転換の輸送の実証ルートといいますか、その道転換でその輸送に関して実装ルートをまずはモデル的につくっていきながら、そうしたところの高速に移動できるという輸送力も想定をしながら、それが農業だとかあるいは林業だとか、そうしたものに活用できないかというようなことも検討の中で進めていきたいなと思っております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 道転換の輸送ルートをモデル的につくっていくということ、ここからここまで移動してさまざまなことをドローンを使ってやっていくということだと思います。

そうしますと、例えば防災で言いますと、孤立した集落へ医療物資を運ぶとか、そういうことも想定して行われるのではないかなとは思いますが、もう1つ、先ほど教育分野でドローンをとというようなことも考えてみえるようなことをおっしゃったんですけど、教育分野でドローンを飛行させるというと、プログラミングというのが頭に思い浮かぶのですが、そういった次世代を育成するような取り組みというのも考えていらっしゃるのでしょうか。

○村田康助委員長 杉浦企画政策課長。

○杉浦達也企画政策課長 委員がおっしゃられるような小中学校における、例えばプログラミング教育の1つの方法として、このドローンを活用できないだろうかという話は、今年度までやっている準備会の中でも話としては上がっております。

実際、新しい組織となる協議会の中で具体的には詰めていくこととなりますが、まずはドローンという機器を操縦するような担い手の確保、そうしたことも教育につながるものだと思うのですが、それからそうした地域の小中学校だけではなく、工業系の高校であるとか、それから農業の専門課程をもつ高校で

あるとか、そういった高校も視野に入れながら、そんなことを進めていきますと、まずは社会実装という地域の理解も促進ができるのではないかということも含めて、先ほど申し上げた人材確保とか、または人材育成講座みたいなものを開いていけることができればなんていうところは、次年度やります推進協議会の中で詳細について検討していければということを実時点では考えております。

○村田康助委員長 小野田直美委員。

○小野田直美委員 この教育分野でドローンを活用するプログラミングをやるというのは、自分がプログラミングしたことが実際、物として浮き上がったり、宙返りしたりするということで、非常に子どもたちは興味をひくのではないかなと思っていますし、大人たちが操作を覚えるよりも何倍も早く子どもたちは覚えてしまって、操作得意になる、またプログラミングも実際にどういうふうにも動かすには構築していけばいいのかというような勉強にもなりますので、こちらのほうもぜひ気にとめて進めていただければなと思います。こちらは意見です。

以上です。

○村田康助委員長 小野田直美委員の質疑が終わりました。

次に7番目の質疑者、山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、歳出2の1の1一般管理費、訴訟事務経費、P93。

訴訟事務経費の内訳と主な支払い先は。

伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 内訳と主な支払い先でございますが、訴訟事務経費の内訳といたしましては、顧問弁護委託料年額93万円と賠償金100万円を計上してございます。顧問弁護委託料の支払先につきましては、顧問弁護契約の相手方となります。

賠償金につきましては、市が当事者である事故において相手方に損害賠償をすることに

なった場合に、当該事故の相手方に支払うものとなります。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 最近住民が訴訟を起こすような時代になってきましたけど、今、引き続いて係争中の裁判は何件かありますでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 現在、係争中の案件は2件ございますが、この予算の中で対応というもので計上してはございません。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 顧問弁護士が新城市でもおりますが、全てが裁判で解決するという事はないと思うんですよ。ですから、今回の裁判、長期にわたったりするものもあるのですが、これは裁判をしなくても和解とか取り下げということもあるのですが、そういうほうも顧問弁護士料としては払っているかと思いたすがいかがでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 顧問弁護の委託の範囲で、訴訟に至る前にいろんな問題が起きた場合に弁護士の先生にそういった事案についての御指導をいただいて、事前に対応して訴訟に至らないように丁寧に説明をさせていただくということで対応させていただいております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 今回の100万円、前年度と比べて大体ほぼ同じなんですけど、この100万円というのはどういう損害賠償を想定して予算を立てておられるのでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 細かく幾らが何件という積算ではございませんが、各議会で専決処分として御報告させていただいておりますいろんな事項に関しまして賠償させていただくという案件が年間に数件ございますので、これまでの実績等踏まえまして総額で100万円

ということで計上させていただいております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 損害賠償を払うまでもないようなものも金額的に大きくないものもあると思うんですけど、少しでもこういう損害を少なくできるということで、住民監査請求とかそういう法務との対応もこの中で対応していけることにはなっていないでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 直接この訴訟事務経費でそういった対応をするということは想定しておりませんが、また住民監査請求等が出るというようなお話があった場合には事前にその内容等を相手方の方からお聞きして、どういった市が対応したのか、どういったところに問題点があったのかということのを整理し、必要に応じて顧問弁護士の先生にそういったところの御助言もいただきながら対応して、相手方がどうしても提出したいということであればその住民監査制度にのっとって請求していただくという流れになるかと思いたす。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、2の1の1一般管理費、駅前公衆トイレ管理事業、P95。

管理されている公衆トイレと主な管理内容について伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 行政課で管理をしております公衆トイレにつきましては、JRの飯田線野田城駅、茶臼山駅、三河東郷駅、大海駅、鳥居駅の5つの駅の公衆トイレでございます。管理内容につきましては、日常清掃のほか、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃などを実施しております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 皆さんのために本当に頑張っているところで感謝するところです。

トイレは、やっぱりだんだん古くなると思うんですよ。昨年と比べて6千円、ほんのち

よっとしか上がってないんですね。今後、老朽化ということも考えて、そのあたりの検討はされておりますでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 全体で6千円の増かという意味でよろしかったでしょうか。反問権で確認させていただきたいと思いますが、6千円増加というのは何が6千円増加ということでしょうか。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 昨年度が15万5,400円で、ことは15万6千円ですか。

〔「156万円」と言う者あり〕

○山田辰也委員 156万円ですね。増えた金額のことを言ってるわけではなくて、ほとんど同じでずっとやってこられていることなんですけど、このトイレの事業の中で、今、コロナウイルスとかそういうことが盛んに言われていますけど、そういう対応はいかがですか。

○村田康助委員長 今の質疑については、予算とは全く関係ないと思いますので、取り下げるか質疑をやり直すかどちらかにしてください。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 済みません、取り下げます。

駅前の公衆トイレが、先ほど言ったようにだんだんと古くなってくると思うんです。それで、今後建て替えとかそういうことが来るかと思うんですけど、その先のことまでは計画の中に入っていますでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 現在のところは、建て替えの計画というのは持ち合わせておりませんので、まず必要なところで修繕をして、できるだけ長期間使えるような形で維持していきたいと考えております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 次、行きます。

2の1の7財産管理費、公共施設マネジメ

ント推進事業、P107。

この事業の主な計画対象施設と目標値は、伺います。

○村田康助委員長 阿部資産管理室副室長。

○阿部共志資産管理室副室長 この事業は、平成28年度に作成しました新城市公共施設等総合管理計画の進行管理を行うものです。

公共施設ですので、建築物とその他インフラ系の工作物が計画対象施設ではありますが、主な対象施設としましては建築物であり、目標値は平成29年度からの30年間、令和28年度までに公共施設の維持更新費用の30%を縮減するというものです。

令和2年度は、個別施設計画、あるいは長寿命化計画を既に所管課で作成したものを除いた建築物につきまして、令和8年度までを期間とする実行計画である個別施設計画、仮称ですけども、これを策定いたします。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 その中で、委託料が平成30年度32万4千円が今度ふえて68万2千円になっているのですが、この委託料はどのような計画のものでしょうか。それと、支払い先はどのようなところでしょうか。

○村田康助委員長 阿部資産管理室副室長。

○阿部共志資産管理室副室長 委託料の68万2千円につきましては、公共施設マネジメント支援システムというシステムを入れておまして、その保守業務の委託にかかります。これにつきましては、システムの更新、バックアップ、あとシステムに関する相談等を行うものとなっております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 続きまして、この印刷製本費であります。これはどのような本で何冊ぐらいつくられるのでしょうか。

○村田康助委員長 阿部資産管理室副室長。

○阿部共志資産管理室副室長 これにつきましては、今年度から進めております個別施設計画、これを来年度製本するもので200冊を

予定しております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次へ行きます。

2の1の8車両管理費、車両管理事業、P109。

保険契約の内容をお願いします。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 公用車の保険につきましては、全国市有物件災害共済会の保険に加入しております。民間保険のような等級というものはありませんで、掛金につきましては車両の取得価格に経年、年数がたった場合の係数等を掛けまして計算された金額を掛金としてお支払いしております。

民間の事故等で事故がありますと次年度以降の掛金がふえる、等級が下がって掛金上がるというようなことがございますが、共済会の保険につきましてはこういった掛金の変動はございません。また、内容につきまして対人・対物ともに、無制限で、今、加入しております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 昨年は94万5千円ですか、ことしは121万7千円と。これは金額がふえています、車両がふえたということでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 備品の購入のところで、御質疑にお答えさせていただいたところですが、令和2年度土木課のダンプと特別職用の車両1台、2台購入いたしますのでその分若干増えております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先ほど共済会は事故があっても保険料に変動がないということで、前回一般質問の中で鳳来と作手は個人の会社で契約していたということがありましたけど、今後そちらのほうの共済会のほうに入れるとかそういう計画はありますでしょうか。

○村田康助委員長 阿部行政課長。

○阿部和弘行政課長 鳳来・作手で民間の保険にというのは、Sバスのバス車両の保険になりますので、そういったものは補償内容が職員が乗る普通の公用車とは違いますので、そういったものはやはり民間の補償内容の手厚いものに加入するというので、職員が乗る公用車については、今のところまとめて共済会に加入しておるといってごまかします。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、次の2の1の12路線バス運行費、公共バス運行事業、P119。

公共バス運行路線数と乗車人数目標値は、伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 それでは、御質疑をいただいた件にお答えします。

公共バス運行事業による路線数でございますが、Sバス11路線と民間路線バス3路線の計14路線となります。

乗車人数の目標値につきましては、新城市地域公共交通網形成計画で示しているように、計画最終年度となる令和3年度においてSバス年間利用者数を17万人、民間路線バス年間利用者数を平成27年度と比較して現状維持である20万1,767人としております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 このSバス、高齢者の方とか、車の免許を返してしまった方が利用するというので非常に利便性を考えて走らせているとは思いますが、現在Sバス、路線の認定されているところが余り有効に使われていないという声があるんですよ。

その点については、不便だという声があるものですからその路線の認定の変更、その他については検討されるのはどのような検討をされているか教えてください。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 Sバスにつきましては、やはり高齢化が進んできたこととございますのでこの10月から作手地区でデマ

ンドに切りかえたように、地域の皆さんとお話をさせていただきながら路線のあり方というのを考えていきたい、再編をしていきたいと考えております。既に、一部の地区についてはその話し合いが始まっているところがございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 市民との話し合いでやっていただけるのは本当に喜ばしいことです。金額については、少し下げしてほしいという意見もあるんですよ。金額が下がれば人数は乗ると。それ、一番いい方法ではないかと思うんですけどその点についてはいかがでしょうか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 現在のところ、Sバスゾーン制で200円と、一般の料金が200円ということがございます。今、委員がおっしゃられたのは、もしかしたら民間の路線で重量制ですね、距離を乗ると高くなる部分の路線のことを言われているのかなと思うんですが、やはりそちらも課題とは思っておりますので、また全体の計画の見直しの中で検討していきたいと考えております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 Sバスの、実は乗っている方が少ないと、それと時間がすごくかかるということを言われることがあるんです。先ほど言ったように、話し合いをしていい方法を選んでいただくのが、市民にとっても一番行政がやるべきことだと思います。

では、次の2の1の12路線バス運行費、高速バス運行事業のP121。

委託料（一般分）の内訳は。

2、新年度の計画は。

伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 それでは、順次お答えさせていただきます。

1点目の委託料の内訳でございます。高速バス運行事業の委託料（一般分）の内訳につ

きましては、令和2年度の運行委託料が3,009万6千円、令和元年度の運賃収入見込み額と収入実績額との差額精算見込み額が688万5千円となっております。

2点目の新年度の計画についてでございますが、地域間幹線系統確保維持費補助金の採択を確実なものにすると共に、安定的な利用者の確保とさらなる利用促進を図るため、新城市高速バス運行事業検証結果に記載した専門家意見などを参考にしながら、マーケットに届けられるPRや利用促進策について、できることから順次展開していく予定でございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 他の委員がする説明を受けておりますので、新年度の計画から再質疑していく予定ですのでお願いします。

こちらに、統計の中の、また、皆さんからのアンケートが載っているんです。これ、1点ずつ伺いたいと思いますが。

この中で2017年から2019年にかけての調査の中で、山の湊号を知っているのかということがあるんですが、これ大体9割近くの方が知っているんですよ。これは、いろんな宣伝が功をなしていると思うんですが、次の項にあるのが、利用したことがないと。こういう方も89.3%から2018年は80.9%、2019年は89.40%、知ってても乗らない人が多いと思うんですね。この点については、どのような評価をしていますか、伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 それぞれ、知っている、利用したことがないということでございますが、今回高校生割キャンペーン等実施したところ高校生の方たちの反応がよかったように、しっかりとしたPRが市民の方に行き届いてないのかなと思っております。

また、なかなか利用していただけない1つの理由として、バスの乗り方、これはSバスも含めてなんです、バスの乗り方がわから

ないというようなお声をよくお伺いします。乗り方がわからないということなので、それはもう少し詳しく聞いていきますと、例えば、藤が丘の駅におりてからどういった形で次の交通機関である地下鉄への乗り継ぎをしていかかわからないとか、そういったところが不安材料になって、わかっている方は乗っていただけるんですが、わかっていない方はやはり迷ってしまいますので、そうしたところの説明がまだまだ十分に行き届いていなかったのかなと考えております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 私、乗って、中は広い、のんきに行けるし、今、よく広告の周知がされていないと言いましたが、一度乗れば目の前が駅なんです。おりてから、大体30秒ぐらいで電車にすぐ乗れるものですから、こういうふうに変便利なのに乗ってもらえないというのは根本的な原因があると思うんですね。

先ほど、広告宣伝費をいろいろ使ったとかいろいろ言っていますが、もう1つこの中のアンケートで、どんなに便利になっても利用することはない、2017年のときは14.3%、2018年では16.7%、2019年になると19.1%とふえ続けているんです。先ほど、よく乗り方がわからないと言いましたが、それは違っていると私は思いますね。やはり、おいしいお店は口コミも広がっていきますけど、そうではないということで、私、その辺ではないかと思うんですけど、根拠がちょっと違うのではないかと思うんです。迷うようなことがないということは、やはり乗ること事態に問題があるのではないかと思いますけど、どんなに便利になっても利用することはない、こういうふうにかかれていますが、こういうことに対しての対策は今までやってきたんですか、伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 ある程度、一

定数の方がやはりバスは使わないよと、これやはり電車であろうがほかのものを同じようにその方の行動、移動手段の選択肢としてあり得るのかなと、私ども考えております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 このどんなに便利になっても利用することがないというのは、多分新城の駅より豊川に近い。豊川、JRを使いたい人がこういうふうにかいているのではと思います。きょうもどのように乗ってるかってついていってみたんですが、やっぱりもつくるのほうで乗る人が多いということは、奥から来る人がこのバスを使っていると思うんです。

それから見ても、今、つくっている駅、駅の利用者数をふやしたいという考えがあるのに、まだバスに乗る方法としてはあると、先ほど言いましたが、このバスと駅の関係についてはどういう見解をもっておりますでしょうか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 皆さん、それぞれ目的別で、交通手段を選んでいただければよろしいかなと考えております。それより全体に、公共交通を使っただくという方をふやしていくことが大切なことかなと考えております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 公共交通はSバスみたいに赤字になっても走らせてほしい、何とか乗りたいという意見もあるんですが、この高速バスですね、2017年の調査の中に通学・通勤、買い物、分けてあります。通学はゼロになっていますね、通勤は7.1%。翌年の2018年になりますと通学は若干5%ほどあったんですが通勤が5%に落ちています。それで、2019年の調査では、通学がゼロ、通勤もゼロになります。このゼロになったことに対しての評価というのはどのように出しておりますでしょうか。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 それは、市政モニターアンケートの中での数字ということでもよろしいでしょうか。その上でお答えさせていただきますと、どうしても無作為抽出で選ばれた方の中での結果ということでございますので、じゃあ現実、今、乗っている方で通学がゼロかといえれば決してそんなことはございませんので、あくまでそれはアンケートにお答えいただいた中ではなかったということで御理解いただければと思います。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 ほかの委員でも、アンケートが正しく行われたかという話になりますと、私も疑問な点があると思うんです。こういうことは、委員間に渡されておるんですが、本当に市民の方に理解するような方法、バスに乗ろうというキャンペーンを打っていますが、市民にこのバスの有効性の説明というのはどうも伝わっていないと思うんです。

今まで、乗るキャンペーンはしたんですけど、このバスに対しての素直な意見がとられていないように感じますが、アンケートもやってないというんですが、その辺については検討の余地というのは今までされてきたんでしょうか、伺います。

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 山の湊号については賛否両論あるのは承知しております。私どもも、反対、廃止を求められる方の御意見もございます。それも踏まえた上で、先ほども御答弁させていただきましたが、総合的に考えて3年間のまず継続という答えを出させていただきましたということでございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 先日、市長に対して1,700筆の署名が集まって提出されましたけど、そのときも課長、一緒に見えたのでよく知っているんですけど、一月以上前、市民団体がこのバスについて「おかしいんじゃないか」という話をしたときにも、ちゃんと説明

ができていなかったというこういうことが今回の予算・決算委員会に、それから一般質問で出てきたわけなんですよ。この1,700筆とあって、市長はこれぼっちとは言いませんでしたけど、このバスに対する考え方を根本的に検討しなかったからこういうことだと思うんです。

総合的に判断して、これは続けるという話をしたことが、市民にとって3月25日まで出さないというようなこういう資料、これは市民はだまし討ちに合ったようなことも言っています。だから、もっとちゃんと説明ができなかったのが一番大きな問題だと思います。どこか、市民の前でちゃんと説明するような場所をつくって、今後いただける、今回のこういうことについて検討しているものですから、そういうことを今までやってこなかったと思うんですけど、その点について反省点はありませんでしょうか。

〔不規則発言あり〕

○村田康助委員長 川窪公共交通対策室長。

○川窪正典公共交通対策室長 これまでの反省点も踏まえて、検証結果の内容にそれも含めて表記をさせていただいたと考えております。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 じゃあ、議員の私たちに説明は何度もされておるんです。市民の方に説明ができるかという点については、私も非常に理解できないところがあるんですよ。

ですから、例えばこんなことはどうですか、コロナの感染で、今、非常に厳しい観光バスとのいろんなところで人が少ないんですけど、こういうことが起きて減少していったら、全く乗らないような状況になったときには、これこの継続ということも当然いつかその日が来ると思うんですけど、そこまで先までは考えていなかったのでしょうか。

○村田康助委員長 山田辰也委員に申し上げます。予算審議ですので、予算審議に連動す

る、関連するような形での質疑に再度し直していただけますでしょうか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 僕が言いたかったのは、こういう危機的な状況が来たときに、この予算そのまま続けていけばおのずと乗る人がおらなくなると。ですから、当然乗りませんよね。そういう感染症が起きたときのことも考えて、バス事業にもいろんな問題がずっとる説明を受けてきた中であつたんです。

ですから、一番、大きな疑問点ですね、1,700筆の署名を出したときに、市長が私に直接こう言っておられます。「例え、補助金がなくても私は走らせます」と。あのとき、課長もいたと思うんですが、補助金が出なくてもこれは絶対走らせるべきだとそういう意思を感じたんですけど、確認のため伺います。

○村田康助委員長 穂積市長。

○穂積亮次市長 あの場には、山田委員もおいでになりましたので、私が申し上げたのは、そもそもこの事業を始めるときに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で加速化交付金を受けたわけですが、それを申請するときに、例えばそれが採択をされなかったとしても、市単独でもやってみる価値のあるものだと、これは私の判断であつたということは申し上げました。

それから、1,700人の署名についてこれっぽちなんてことは一言も、私、申し上げておりません。むしろ、短期間のうちにこれだけのことを集められた皆さんの活動力にはいつも敬意を表しておりますと、大したものだということは申し上げましたのでそれも訂正をしてください。

それで、るるいろいろ皆さんの御意見を聞きおろしてまいりました。総合的な判断ということについても、いろいろと御批判があると受けとめております。この事業について、賛否両論、さまざまな議論があることも承知しておりますので、きょう予算審議の中で

は山田委員が、バスについては最後ですので、私から一言だけ総括的なことを申し上げたいと思います。

全てのデータ、全ての事実が誰が見てもたつた1つの方向しか示していないというような事業であれば、これは判断は極めて簡単だと思います。しかしながら、さまざまなデータが違った方向を示していて、かつそのどれにも決定的、確定的なエビデンス、証拠になるというふうには人々を完全に納得させるものが十分でないという中で判断するのが政治の判断だと、私は思います。

この議会にお願いをしていることは、今まで出されてきたさまざまなデータ、アンケート調査等々については、私どもがもっている範囲では全てお示しをしております。また、3月25日を期限としたマーケティング調査について時期が遅くなってしまったこと、またそれをもって、それも含めて判断の材料としてお願いできればそれが一番よかったと思いますし、その点では私どもに至らないところもあつたと思います。

その上で、この議論をお聞きする範囲で申し上げますと、私ども市長並びに議会が二元代表として市民としての、市民の利益のための判断をしなければならないわけでございます。

一方の考え方は、私の理解するところではもうこの事業には可能性はないと、今までの経過から見て可能性はないので、この時期で早々と見切りをすべきだと、撤退をすべきだと、こういうお考えであろうと思います。

私どものほうは、さまざまな状況を判断して、可能性が残っており、かつ今この時期で撤退をするということはこれまでの投資を回収する可能性さえも全てなくしてしまうことにひとしく、この可能性をさらに拡大をするためにもう3年、この事業を続けさせていたきたいと。その中で、全力を挙げてこの投資効果を挙げられるようにしていきたい。

もしこの時期に撤退をするということは、マーケットへの参加権そのものをなくしてしまうことでございます。いろいろ職員の動きについて御批判をいただきました。我々は結果が全てでありますので言いわけをするつもりはありませんが、ほとんどの多くの労力を、新しい路線バスが名古屋の中に入っていくということ、そして停留所を確保し、ダイヤを確保し、運転手さんの休憩場所を確保する、それが大変な労力が必要でありました。そして、我々は一歩足を踏み入れて名古屋圏の中に新城市の路線バスが走っているという実績をつくり上げてまいりました。

今後、名古屋圏でのさまざまな投資活動、リニアであるとか、アジア大会であるとか、ジブリパークであるとか等々を考えたときにも、また新城市の若者たちが名古屋圏への通勤、通学ということを考えた場合に、これまでわずか4人の乗車数、1乗車4人の利用客から7人代まで何とかこぎつけてきた。しかもまだ、その拡大傾向は続いている。そして、多くの専門家の皆さんがまだまだこれは十分に可能性があるという判断をしていただいた。また、国・県において、この路線は地域間の交流の路線として極めて意義のある事業だという判断を恐らく受けられることになると思います。

この可能性を、なお最大限に生かして、あと3年頑張らせていただきたい。今、この時期に撤退ということを決めるべきではないというのが、私どもの判断でございます。それが、これまでいただいた市民の皆様からの付託に応える道であり、それがベターであると判断をしています。

全て、100%絶対という根拠を私どももっているわけではありません。また、それだからこそ高度な政治的な判断、戦略的な判断、名古屋圏との関係をどうしていくのかというところでの判断を下し、その結果に対して市民の皆さんに責任を負っていきたいと思って

おりますので、ぜひ議会の皆さんも真剣なる議論の上で、熟考の上に大きな大局的な判断をお願いしたいと、私は思っているものでございます。

○村田康助委員長 山田辰也委員。

○山田辰也委員 市長が言いたいことはわかるころはあるんですが、ひと・まち・しごと創生総合戦略でそういうことをやってきたと。これは理解できるころがあるんですが、結果的には本腰の入れ方がまず悪かった、この3年9カ月の間にたくさんのお金を使って、市民の目はそういうふうに見ていないということなんですよね。

これが、いいことだったら誰でも乗っているんですよ。だけど、ほかの委員が言ったように、せっかくテレビで見て、乳岩峡のいいころがわかった学生が乗ってきたんですが、バスからおりてみたら次のバスがない。乳岩峡まで行ったら、帰りの電車がもう来てみたらびっくりするようなどころばかりだと。だから、総合的な計画の中の一部ならいいんですが、やっぱり不誠実だということころが大きなポイントだと思います。市民が喜んでるかということころに、もっと深く入ってほしかったと思います。

最終的には、各委員の賛成、反対があるものですから、私は今までやってきたところを見る限りは、どうも市長が個人的に走らせた、無理なところがあるようではないかと思っておったんですけど、これぼっちなんて言い方はすごく失礼だったとは思いますが、あのとき随分市長は御立腹だったと、僕は思います。

以上で、質疑を終わります。

○村田康助委員長 山田辰也委員の質疑が終わりました。

以上で、通告による質疑が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○村田康助委員長 質疑なしと認めます。

歳出2款総務費の質疑を終了します。

お諮りします。

本日の予算・決算委員会は、これまでにとどめ散会したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○村田康助委員長 異議なしと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定しました。

本日は、これをもちまして散会します。

次回、明日17日午前9時から再開します。

閉 会 午後4時47分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

予算・決算委員会委員長

村 田 康 助